

児童相談所への調査における自由記載欄の回答一覧

(目次)

- ・ 児童相談所が行う一時保護について、保護者が提起する行政訴訟の他に司法審査の手続きを強化することが必要だと思うか。【「その他」を選択した場合の意見】 4
- ・ 仮に司法審査の手続きを強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいと思うか。【一時保護の更新時について、「事前又は事後の司法審査を導入すべき」とした場合の、適切と考える期間】 11
- ・ 仮に司法審査の手続きを強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要と考えるか。【「必要」とした場合の、体制整備の具体的な内容】 16
- ・ 仮に司法審査の手続きを強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要と考えるか。【「その他」とした場合の意見】 27
- ・ 司法審査の手続きの強化に関して、子どもの意向をどのように考えるか。【「その他」とした場合の意見】 29
- ・ 平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護に係る児童福祉審議会への意見聴取を実施したケースについて【「審議会が意見を付して延長を認めた」ケースがある場合の意見の例】 34
- ・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「有効である」とした場合の意見】 35
- ・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「有効でない」とした場合の意見】 35
- ・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「その他」とした場合の意見】 36
- ・ 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由について【「面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段により対応している」とした場合の対応手段】 38
- ・ 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由について【「その他」とした場合の理由】 42
- ・ 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由について【「保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例はあるが、児童虐

待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している」とした場合の対応手段】	43
・ 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由について【「その他」とした場合の理由】	45
・ 28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があると思うか。【「ある」とした場合の具体的事例】	46
・ 平成27年1月～12月に28条措置の認容審判がなされた事例について【勧告を求める上申書を提出しなかったケースがあるとした場合の具体的事例】	54
・ 平成27年1月～12月に28条審判がなされた事例について【裁判所による都道府県への勧告がなされた場合の、指導に対する保護者の態度や指導後の行動変化等】	58
・ 平成25年1月～12月に勧告がなされたケースについて、それぞれのケースの2年後の状況【「その他」を選択した場合の状況】	59
・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思う」とした場合の理由】	60
・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思わない」とした場合の理由】	67
・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「その他」を選択した場合の意見・理由】	71
・ 児童虐待防止法第11条第3項の保護者への勧告が必ずしも多くない理由について【「当該勧告が必要となる事例はあるが、他の手段により対応している」を選択した場合の対応手段】	73
・ 児童虐待防止法第11条第3項の保護者への勧告が必ずしも多くない理由について【「その他」を選択した場合の理由】	75
・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思う」を選択した場合の理由】	76
・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思わない」を選択した場合の理由】	78
・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「どちらとも言えない」を選択した場合の理由】	82

・ 保護者に対する指導について【活用しているプログラム名】 87

○ 一時保護の司法審査について

- ・ 児童相談所が行う一時保護について、保護者が提起する行政訴訟の他に司法審査の手続きを強化することが必要だと思うか。【「その他」を選択した場合の意見】

有効であると考えているが、極力、手続を簡略化することが望ましい。

即座に一時保護を判断すべき場合があることを鑑みると、司法審査の手続が簡潔かつ迅速であることが必要と考える。迅速に手続できるのであれば、司法審査の手続が強化されることは望ましいと思われる。

児童・保護者の意向に関わらず、児童相談所長の判断で一時保護を行えることについて司法審査の必要性はある。しかし、児童の安全確保で緊急的に保護する事案も多い中で、夜間・休日も含め、審査請求行為と審査が短時間で終わる仕組みが必要。それを担保できる児童相談所、家庭裁判所双方の抜本的な体制充実が担保されないと安易に必要とは言えない。

- ・ 一時保護の司法審査では、単に児童相談所長の決定する一時保護のお墨付きとなるだけで、介入と支援の分担とならず、本来の児童相談所が重点対応すべき支援充実にはならない。

- ・ 一時保護は保護者にとって親権停止であり、児童にとっては行動域の制限、学習権に対する保証等の人権に大きく関わる処分である。ゆえに司法による判断とすべきである。

- ・ 虐待相談を受けた児童相談所が一時保護開始決定（刑事事件の逮捕状のように）の請求を裁判所に行い、裁判所の発行する決定通知を元に一時保護を行う。または要保護児童を発見した警察が裁判所に、一時保護委託開始決定の請求を裁判所に行い、裁判所の発行する一時保護委託決定通知を元に、一時保護委託を受け、児童を児童相談所まで移送する。

- ・ 保護者との一時保護上でのトラブルがなくなり、世帯に対するその後の支援対応での軋轢抵抗などはなくなる。

不同意ケースなど事案によっては必要。緊急に保護が必要と判断した場合、事前審査は困難と思われるため、児相長判断による職権保護の権限行使を認めた上で、事後審査を行うような仕組みが望ましいと考える。

緊急一時保護等一時保護の判断は児相が行うこととし、一定期間（1週間）を超える場合は、事前に司法の審査が必要としてはどうか

児相では、一時保護機関と保護者支援機関が同一であることから、対立から入り協働へ向かう対応の難しさがあるため、司法の関与はあった方が良く考えます。ただし、緊急の対応に支障が出ないよう、事前の事務手続きの簡素化等、検討が必要と思います。

現状でも職権保護で対応できている。司法審査があれば相談経過の中の保護者対応で有効活用できるだろうが請求手順が簡便であることが望まれる。
「緊急時の迅速な手続き」が可能であるなら、この保護は児童相談所だけの判断では無いという認識を保護者に持たせることには意味があると思料。
一時保護について、司法審査の手続きを強化することでより司法的な判断が可能となり、保護者に対しても説得力が増す等の利点もある反面、緊急対応が難しくなるのではないかという懸念もある。児童相談所が虐待通告の内容や安否確認時の状況で危険性が高いと判断される場合は、迅速な判断が出せる仕組みが必要である。
何らかの司法関与は必要であると考えるが、緊急一時保護時等に速やかな司法判断を仰ぐことが出来るのかどうか？
職権での保護期間を一定期間（例：2週間）して、その後司法審査を行なう。ただし、手続き等は弁護士に依頼し決定を要する時間が掛からないことが条件。
虐待での保護者不同意における司法審査は必要ではないか
同意の無い一時保護については、司法審査の強化が適当。
保護者が一時保護に同意しない時に、司法審査が必要と考える。
保護者が一時保護に同意していない場合に手続きが必要。
保護者の同意がない場合や、保護者の同意があっても子どもが拒否している場合などに、司法の関与があった方が望ましい場合もあると思われる。
児童の生命、身体に重篤な危険が認められるにもかかわらず、親が同意しない場合。（28条審判が見込まれる場合。）
児童虐待を主訴とし、かつ保護者の同意が児童相談所の長期間の働きかけにもかかわらず得られないような場合であれば必要かもしれないが、その場合司法判断が適切に行われること（例えば仮処分の申立てのようなイメージで、児童相談所の判断を肯定できるもの）が必要であり、判断を仰ぐ（＝保護ができない）事になれば、保護の実効性に重大な瑕疵が生じる恐れがある。基本的には2 [司法審査の強化は必要でない] である。
保護者の同意が得られない場合に、対立関係の緩和策として、司法による手続きの強化が考えられる。
保護者の意に反する一時保護については、司法関与の余地はあるが、現行の児童相談所の体制で実際可能か否かの検討が必要である。

<p>すべての一時保護について必要ではなく、本当に司法の役割が必要なケースは限られているのでケースバイケースだと思います。ただし業務の煩雑さから、児童相談所以外でどこかが「一時保護が必要」と決めてもらえる対応しやすいかと思うことはあります。</p>
<p>どちらとも言えない。一時保護に司法審査を行うことで、法的な公平性、安定性、厳密性を加えることは意味があると思うが、そうすることにより緊急的な対応、柔軟な対応が図りにくくなるというデメリットもあると思えるため。また、司法審査を行うのであれば、一時保護、支援方針の決定、一時保護解除まで司法が主体的に関わり、児相は支援に徹するようにしないと意味がないと思われるが、それは実現困難であるとも思われる。</p>
<p>行政訴訟との関係性、全体像が不明であり、司法審査の全体の流れがわからない以上、回答できない。司法審査をいれることにより一時保護を躊躇することがあってはならない。相応の人員配置など体制整備は必須である。</p>
<p>裁判所の許可制になった場合に、児童の安全が強化される事はよいことであると思うが、それにより迅速さが保たれなければ、児童の安全がどこまで図れるかが危惧される。</p>
<p>行政訴訟等を考えると司法審査による強化も必要だとは感じるものの、児童の安全確保を最大の目的とする一時保護においては、司法審査に要する時間を考えると現状よりも安全確保が遅れることが懸念される。</p>
<p>司法審査の手続きを強化することで、一時保護の緊急性を欠くことになることが危惧される。</p>
<p>一時保護が司法による決定となれば、保護者は、児童が一時保護された根拠（法的による）が解りやすくなると思われれます。しかし、その手続きの事務量と時間が問題である。多量な事務量で長時間かかるのであれば、児童相談所の仕事が増えるだけの結果となると思われれます。</p>
<p>司法審査を行うことのメリット、デメリットの整理が必要と考える。</p>
<p>一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。</p>
<p>一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。</p>

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。

一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、

<p>関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。</p>
<p>一時保護について司法が関与することは、児童相談所の判断で緊急かつ即時に対応していた行政処分を速やかに課すことができなくなり、手続きに時間を要することによって保護のタイミングを逸してしまうことも懸念されるので、導入に当たっては、迅速性の担保や要件緩和等、関係機関の意見を十分聞いた上で検討する必要があると考える。</p>
<p>司法審査は必要と思われるが、一時保護前に司法審査を必須とすると、緊急で一時保護を実施することが困難になる。また、職権で一時保護を実施しても、一時保護の理由を説明すると納得する保護者がほとんどのため、全ケースを司法で審査する必要はないと思われる。</p>
<p>司法審査の導入によるデメリットは、緊急時の迅速な一時保護が行えなくなること、事後審査にしても、司法審査で一時保護の妥当性が認められるかどうか、児相長が考慮することになり、一時保護の必要性について、主体的な判断が鈍るおそれがあること</p> <p>一方、メリットとしては、権利擁護の観点から一時保護の必要性について客観的判断が付与されることや、身体・生命に危険のないネグレクトケース（長期にわたり不登校が続いていて、子どもと児相職員の関係ができていないため、子どもから一時保護の了解を得ることが困難な場合等）では、司法審査により、その必要性がオーソライズされ、一時保護の実現が期待できること</p> <p>ただし、司法審査に一時保護への強制力がなければ、親が拒否した場合、前述のようなケースも保護できないと思われる。強制力のない司法審査であれば、導入することはデメリットの方が大きい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所における一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所における一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所に

<p>おける一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所における一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所における一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約に沿って、司法審査の手續強化が検討されていることは基本的には賛成である。 ・ただし、家庭裁判所における迅速な判断及び命令ならびに事後審査が可能となる法制度、24時間対応体制と専門性の確立、児童相談所における一時保護件数等に応じた審査申立が可能となる児童相談所の体制整備等の要件が不十分な状態であれば、児童相談所現場としては対応困難であり、反対せざるを得ない。
<p>職権での一時保護が増加する状況になれば司法審査の手續きの強化も必要と思う反面、全ての一時保護の実施にあたり、事前に児童相談所側が司法手續きを行うには人的な対応が難しい。</p>
<p>限られた情報の中で職務権限により一時保護を行う場合「児童の生命等に危険が及ぶリスクは高い」と判断している考えるべきであり、急ぎの一時保護に悪影響してはならないと考える。一方で保護者の権利を侵害する処分であることを考えると司法審査の強化も必要と考える。しかし、虐待対応に追われる児童相談所が、審査対応に係る事務や対応により機能低下を起こさないよう、裁判所の方で、正当な理由（証拠）なく司法審査を受け付けない仕組みや、命の危険が高い乳児、幼児については、うけつけるかどうかの審査を厳しくし「不受理」も大いにあり得る仕組みにする必要があると考えます。</p>
<p>児童相談所が行った一時保護に司法審査を入れると現在の体制では困難があり、強化は意味がないと考える。</p>
<p>行政不服審査法の改正による公正性の向上が図られている事などから、司法審査の手續きを強化することのみを必要とするとは考えない。</p>

職権保護について決定的な瑕疵が問われないことが明確にされていればそれで足りると考える。
児童相談所から家庭裁判所に一時保護を申し立てる仕組みとなつてはやはり保護者との対立関係は変わらないとの不安の声がある。指導に従わない保護者に対して、裁判所が直接児童相談所の指示に従いなさいとの指示について必要と思われる。
司法関与による一時保護の決定が「児童の権利条約」に沿ったものであり、一時保護の結果のみ司法審査の対象とすべきではない。一時保護の決定に司法関与があれば決定後の司法審査の手続きは必要と思われる。
警察・検察又は裁判所が一時保護できる制度を
そもそも、一時保護の決定を児童相談所以外（警察、司法）が行った方がスムーズではないか。
司法審査の手続きではないが、保護者側に代理人として弁護士をつけることを検討してもらいたい。
児童相談所として、一時保護の司法審査の必要性についての検討をしていない

- ・ 仮に司法審査の手続を強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいと思うか。【一時保護の更新時について、「事前又は事後の司法審査を導入すべき」とした場合の、適切と考える期間】

概ね 1 週間程度
1 週間程度
現在の一時保護法定期間二か月というのは長すぎる。子どもの時間は大人より早く過ぎていく事を考えれば、二週間程度とすべきだ。
2 週間程度
2 ～ 4 週間程度
3 週間以内
4 週間
1 月以内
1 ヶ月以内
一か月を限度として裁判所が定める
一時保護期間が 1 か月を超え 2 ヶ月を超えるまでの期間
8 週間
2 ヶ月間
2 か月
2 か月
2 か月
2 か月
2 ヶ月
2 ヶ月
2 ヶ月
2 ヶ月

2ヶ月
2ヶ月
2ヶ月
2か月
2か月
2ヶ月
2か月
2ヶ月
2ヶ月間
2ヶ月
2か月
2カ月
2ヶ月
2ヶ月
2ヶ月
2か月
2か月
2か月
2ヶ月
2か月
2か月
2ヶ月。

2ヶ月
2ヶ月
2か月ごと
2か月経過時
2ヶ月程度。
保護後2ヶ月以内
保護後2ヶ月以内。
一時保護開始から2ヶ月を超えない時期
原則2ヶ月間か。その際の手続きは出来るだけ簡便な形が望まれる。
児童福祉法第33条に基づき2カ月を超える前に司法による事前審査を受けることが望ましい。
一時保護の期間が原則2ヶ月となっていることから、その期間到達前の許可が必要
児童福祉法と同じ2箇月
現行の一時保護期間が2か月を超える場合に児童福祉審議会で意見聴取することとしているため、それに準じた取扱いを行うべき。
2か月間が一つの区切りになると考えます。
同意のある場合は不要と考えられる。同意のない場合については現行法と同様2か月で何らかの手続きは必要。それを司法審査とするかについては、2(1)のとおり回答できない。
更新期間到達後、2ヶ月ごとと考える。
2～3ヶ月
2ヶ月～3ヶ月
3ヶ月(司法による事前審査により決定される場合は現行より更新期間は長くとり、その間に調査・診断を丁寧に行うべきと考える)
6カ月程度
更新期間到達後の1週間以内

一時保護の更新から1か月後（一時保護開始から3か月後）
更新期間の到達後、2週間以内に家庭裁判所に許可を必要とする
一時保護の更新を説明したが不同意の意向が示された時点
更新の1週間前
更新期間到達の2週間前
前2週間
未定
児童福祉審議会開催の後
不同意による一時保護の場合、延長については児童福祉審議会の審議事項になっており、二重審査になってしまわないか。簡便な事前審査で承認されるのであれば児童福祉審議会の審査は省略可能ではないか。現状では2か月を超える不同意の一時保護を審査対象としている。
すべての一時保護について必要ではなく、本当に司法の役割が必要なケースは限られているのでケースバイケースだと思います。ただし業務の煩雑さから、児童相談所以外でどこかが「一時保護が必要」と決めてもらえるに対応しやすいかと思うことはあります。
同意なく2ヶ月を超える前で事前審査の手続きが間に合う範囲の期間。
期限ぎりぎりまで保護者の意見が変わるため、事後で良いと思う。
「現状でも2か月以上の延長が必要との方針が決定した時点で、同意なしのケースは児童福祉審議会に諮っている。2-(2)の回答を前提に考えると、不同意のケースに限り司法審査を導入するとの見解に立てば、延長等の審査は家裁が行う方が論理的に妥当と考える」とのも意見あり。
「現状でも2か月以上の延長が必要との方針が決定した時点で、同意なしのケースは児童福祉審議会に諮っている。2-(2)の回答を前提に考えると、不同意のケースに限り司法審査を導入するとの見解に立てば、延長等の審査は家裁が行う方が論理的に妥当と考える」とのも意見あり。
「現状でも2か月以上の延長が必要との方針が決定した時点で、同意なしのケースは児童福祉審議会に諮っている。2-(2)の回答を前提に考えると、不同意のケースに限り司法審査を導入するとの見解に立てば、延長等の審査は家裁が行う方が論理的に妥当と考える」とのも意見あり。

「現状でも 2 カ月以上の延長が必要との方針が決定した時点で、同意なしのケースは児童福祉審議会に諮っている。2・(2)の回答を前提に考えると、不同意のケースに限り司法審査を導入するとの見解に立てば、延長等の審査は家裁が行う方が論理的に妥当と考える」とのも意見あり。

- ・ 仮に司法審査の手続を強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要と考えるか。【「必要」とした場合の、体制整備の具体的な内容】

手続きのための書類作成等の事務負担増に見合う職員増。できれば弁護士等の司法に関する知識が豊富な職員が望ましい。
児童相談所の業務内容にも、司法の手続きにも精通した人的配置等の体制整備が必要と考える。
事務を処理する人員が必要
手続強化による事務量増加に伴う人員配置が必要。
増加する事務処理及び事務手続きに対応できるよう職員の増員が必要
事務処理増加に伴う人員体制
迅速に手続きが行われるために、専門の事務的職員を配置する。
手続きに必要な諸手続き（資料作成、関係者面接等）への対応職員が必要
担当事務職員の増強
司法審査の手続き事務等を行う事務員等が必要になる
事務処理が増えるため、人員の確保が必要。
事務が適切に行える人員配置
手続業務の増加に伴う増員等体制整備が必要。
現状でも人員の不足が問題とされているため、大幅な人員増が必要である。
現行でも虐待対応件数が増加し続けているところへ、さらに司法審査の手続きを強化したうえで緊急的な対応を図るためには、大幅な人員の増強は不可欠と思われる。
一時保護増加による業務繁忙により、保護者や児童との面接時間の確保も困難になるような事態が既に生じている。一定期間内に司法審査に必要な調査および書類作成を行うためには、相当な体制強化が必要となる。
現行体制では、手続等の事務量増に対応できないため、職員の確保が必要。
職員の大幅増員
職員配置。

人員の配置が必要
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
対応する人員の増員
事務処理の増大に伴う人員増
司法審査の手続きを行う職員の体制整備が必要
司法審査手続きに対応する人員・人材の確保
年間 2,000 件を超える一時保護児童数について、移送班（子どもの保護・移送）、保護者班（保護者通知・面接）にあたる職員に加え、一時保護当日に、以下の業務を行う職員が必要となるため、体制強化は必須である。 【事前審査が必要な場合の想定基本パターン】 ①初期アセスメントの段階で、児童に関する基本情報、一時保護の要否判断に必要な情報（虐待事実、養育環境、家族状況等）を集約。 ②対応会議で一時保護が必要と認めた場合、判断に至った事実経過及び一時保護を必要とする理由を確認、申立書作成。（申立書を作成する法的対応を専門とした専任職員の配置が必要） ③移送班と出発と同時並行で裁判所へ申立（電話やFAXによるものでなく、訪庁が必要であれば、その対応にあたる職員が追加で必要となる） ④裁判所の決定、連絡受理。

⑤移送班、保護者班へ裁判所決定について連絡。
司法の関与により、その手続きによっては業務量の過多が予測されるため、その業務に見合った人員の確保は課題になると考えられる。
どんなに簡易な手続きとなったとしても、調査や書類作成で業務量が増加することは明白なので、人員増は不可欠
強化の度合いにもよるが、現状では人員体制を検討する必要がある。
事前審査を導入するのであれば、常時速やかに司法審査を申し立てできる人員体制が必要。事後審査の場合でも体制の充実が必要。
手続きが煩雑にならない体制
事務量の増大が見込まれるため、職員の増を含めた体制強化が必要
司法審査の手続きに対応するためには、かなりの事務量が予想され、人的・質的に体制強化を図らなければ、児童相談所の業務全体に支障を及ぼすと考える。
仮に手続きを行うことになるとすれば、その事務手続きには時間が割かれることから手当てすべきと考える。
手続きが煩雑にならないように、対応に手が取られるようであれば職員の増員等、体制整備は必要。
現時点でも適切に対応しているが適法性の確保が一層必要となること、各種手続きの複雑化が見込まれること、手続増であっても迅速性の確保が必要なことから、対応する職員の増加（法規担当職員を含む）。
親権者の同意の有無にかかわらず、すべてのケースについて司法審査を必要とするのであれば、事務量に見合った職員の増員が必要と考える。
家庭裁判所とのやり取りなど業務量が増えることが予想されるため、その点を考慮して人員配置することが必要である。
審査のための資料作りや、司法関係者との調整などのための人員配置が必要
業務量が膨大に増加することが予想されるため、現在の基準より強化した形でCWの配置が必要になる。
審査に伴う諸資料作成の負担が増えるが、作成するのはケースを熟知する児童福祉司となると思われるため、児童福祉司の増員が必要。
手続きを行う職員や時間が必要になる。
速やかに手続きを進めるためには、それに要する人的手当てが必要であると考ええる。
当所のような規模の児相では、司法機関との調整が必要となれば事務負担が大きくなり、人員不足となる。
迅速性が必要となる中、提出書類の作成や裁判所との調整等に、それなりの人員が必要となってくる。
裁判所との連絡調整を行う人員が必要。

家庭裁判所と事務レベルから直接やり取りを行う職員の増員が必要である。
司法審査に必要な人工の配置が必要
司法審査対応職員の配置、司法との円滑な連携
弁護士等の法律の専門家の配置や警察官、家庭裁判所職員といった司法関係職員との協力体制が不可欠と考える
司法審査のための申立書等の作成、裁判所との連絡調整等が必要であり、その業務量増に見合う専門スタッフの増員が必要。
迅速に対応できるよう司法審査機関と児童相談所の連携強化や、事務処理の煩雑が予想されるため対応できる人員の要望が必要と思われる。
家庭裁判所との連絡調整や事務処理が煩雑となるため、その業務に係る職員配置が必要（児童福祉司配置基準を更に上げる等の対応の必要がある）と考える。
一時保護決定が遅滞なくできるように、手続きや書類、人員を整備しておく必要がある。また、保護する要件について司法と事前にすり合わせておく必要もある。
司法審査手続きのための書類作成、審査中の現場対応人員、審査対応人員などが新たに必要。また昼夜問わず対応するためにも、当直制度等の勤務態勢の整備も課題。
緊急に家裁の許可等を得る必要がある案件が大半だと思われるため、臨機に動ける職員の配置が必要である。
休日夜間の職員体制
司法審査の事務手続きを担える専門性のある職員の配置。休日夜間の体制の職員体制の確保。
虐待対応職員等の体制強化（夜間・休日を含む）
24 時間調査、対応できる職員体制と市町村等から情報がとれるシステムが必要。
夜間休日など 24 時間 365 日の緊急保護に対応できる職員体制（ケース担当職員の増員及び弁護士等専門職員の配置）
職員の 24 時間配置による三交代制の確保、証拠提示・書類作成を専門とした職員の配置
司法審査の手続きに追われ虐待以外のケースや事務に支障が出てくるので、児童福祉司増員、弁護士配置など児相の体制強化の他に、児相や家裁が夜間休日の体制をどうするか等の課題もあると思う。
司法審査に必要な適確な資料作成及び手続きに労力及び時間を要することになる。
司法審査に必要な適確な資料作成及び手続きに労力及び時間を要することになる。加えて、24 時間体制が必要である。

司法的対応部門の設定
法務事務の専任者
現行の配置基準による児童福祉司とは別に、司法審査の手続きを担当する職員の配置が必要
司法審査事務を専門に取り扱う部署（係）の設置
司法審査事務を専門に取り扱う部署（係）の設置
司法審査事務を専門に取り扱う部署（係）の設置
司法審査事務を専門に取り扱う部署（係）の設置
調査のための児童福祉司増員や弁護士の配置、事務手続きを行う書記官のような存在が必要になるだろう
迅速な司法審査を経るためには、適切な資料作成が必要になるので専門性を持った人が必要になる
司法審査の手続きに関する専門的知識を有する職員を複数増員する。
司法審査手続きへの対応、または一時保護アセスメントの客観性、正当性を担保するための専門性の高い職員の配置と複数職員での対応が必要となるため。
許可状の執行となる場合には、一時保護を適正に執行するような確認（人的配置）が必要。また、許可状を申請時には現行より明確な児童虐待を疑うべき理由が必要であると想定されるので、調査に人員を要する。
司法手続きに精通している専任職員を配置する。
法的知識のある人材を求める。
児相が一時保護したケースについて司法審査に耐えうる要件を具備しているか、チェックに従事する専任スタッフの配置
裁判所との連絡・調整を行える専門的知識を持った職員の配置や人材の育成。
具体的に申出書等書類の作成をお願いできる司法手続きにたけている人材の雇用
児童相談所では、司法手続を強化した場合にそれに対応する人的余裕がない。また、その知識も現状では有していない。
一時保護の司法審査が適切に運用されるよう、家庭裁判所や児童相談所の人的措置の拡充や関係者の十分な理解が求められる。
司法判断に足る客観的情報の収集と整理に関して現人員体制では対応困難
常勤弁護士の早期の配置、児童福祉司及び児童心理司の増員。

法的な事案に対応することとなるので、弁護士の配置が必要と考えます。
司法手続きには一定の知識と技術を要するため、一般行政職や福祉職の職員では対応しきれず、必要以上に時間と労力がかかってしまう。そのため、弁護士の配置を法律上必置とし、財政的にも保障する（国から予算をつける）。
弁護士の全ての児相に配置することを原則とすべきである。
法的事務が増えると考え、弁護士の常勤的配置が必要である。
児童相談所に常勤（またはそれに準ずる）の弁護士配置
手続きの迅速性を図るため児童相談所に弁護士を常勤配置し、司法手続きは弁護士が担当する。
児童福祉司の負担増にならないように、弁護士を配置し、手続きについては弁護士が主となって行えるような体制整備が必要。
手続きに係る事務量の増加に伴い、人員配置の見直し（弁護士の準ずる規定の廃止）
現在、児童福祉法改正に伴い準備中であるが、弁護士雇用体制の整備
弁護士の配置が必要
児童相談所への弁護士の配置
児童相談所に弁護士を配置すること
弁護士の配置
弁護士の配置
弁護士の配置。
弁護士の配置
弁護士の配置
弁護士の配置
弁護士配置
弁護士等の配置
弁護士等の配置が必要。

弁護士など専門家の配置
弁護士等の司法専門家の配置
弁護士の設置等、法的手続きのための人員配置
弁護士の配置など法的対応の可能な体制の整備が必要。
弁護士等の法律顧問のような職員の配置。
裁判所の審査に対応できる職員（弁護士等）の配置が必要
司法機関との窓口になる専門職（弁護士等）の配置
司法審査請求担当職員の配置。できれば専任でなくても常勤の弁護士が配置されることが望ましい。法務事務関係、一部保護者対応を担当してもらえる。
事後審査とするにしても、迅速な審査書類の作成が必要であるため、弁護士の勤務時間の増や常勤化等が必要と考える。
臨検捜索の時の許可状の請求のような手続きになるのであれば兎相の職員としての弁護士の配置が必要と考える。
司法審査手続きへの対応のため、弁護士資格を持つ職員を配置する。
手続きを行う専門家（弁護士等委託）の配置
司法担当セクションまたはスタッフの増員。弁護士の勤務時間の大幅増。
弁護士によるアドバイザー体制の更なる充実。
弁護士に手続きを委任できる体制整備が必要
弁護士の配置含めた法的対応を円滑に行える相談体制。
法的判断が必要な時に、即座に弁護士に相談・助言を得られる仕組み。
嘱託の弁護士を配置するなどの常駐化、司法審査にあたる職員の増員。
大幅な人員増 児童福祉司のみならず弁護士の複数配置等
弁護士等の設置、家庭裁判所と児童相談所間の連絡体制の整備が必要と考えます。
職員の増員及び弁護士の常勤雇用

弁護士の配置とともに、相当数の児童福祉司の増員が必要である
事務処理の増加に伴う人員増や弁護士の活用
事務処理が増えることが予想されるため、児童福祉司の増員や弁護士の配置。
弁護士配置されている前提のもと、司法に関する事務が煩雑になるため、そのための職員配置
児童福祉司の増員、弁護士の常勤配置、中核市の児相設置義務化
法的な行政手続きの増加が予想されるため、弁護士との連携体制の充実（弁護士配置前提）や当該業務に対応するための職員配置。
司法審査に係る法的知識習得及び当該文書作成に係る事務量の増加を見込むため、弁護士との連携体制の充実(弁護士配置前提)と当該業務に対応するための職員配置。
常勤弁護士の配置、専任職員の配置
一次保護に関して、すべてのケースについて司法審査の手続きを経るということであれば、かなりの事務量が増加することが予測され、職員の人員増等対応が必要である。(弁護士の配置、児童福祉司の増員等)
年間相当数の保護案件が生じている状況で、さらなる手続きが増えるとなれば、人員増、法的対応専門職の配置等が必要となる。
司法審査に対応するためには、法律を熟知した常勤の弁護士を配置する必要がある。また、児童福祉司の増員も必須である。
担当者が対象となる案件の手続きに専念できる体制が必要
現状では緊急一時保護の際の人練りだけでも精一杯であり、さらに裁判所との書類のやりとりが加わるとなると業務が回らなくなるおそれがある。直接対応の職員、事務面のエキスパート、という具合に役割分担したい。
一時保護中は、担当児童福祉司は、家族、児童、各関係機関等との面接や調整に追われており、司法審査の手続きを行うのは困難なため、担当地区を持たないスーパーバイザーや弁護士等が司法審査の手続きを行う等の手立てをしないと対応困難。担当地区を持たないスーパーバイザーや弁護士の配置が必要である。
児童虐待とそれ以外の相談に対応する部署を別にする。児童虐待に対応する職員は、十分な対応ができるだけの人員を確保する。
警察署と同等の人員配置と捜査権限が必要である。
司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。また、児相の調査権を明確に規定することが必要。

<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査手続に対応する人員に加え、一時保護の必要性を立証するための調査を行う児童福祉司等の人員の配置が必要である。 また、児相の調査権を明確に規定することが必要。</p>
<p>司法審査をするのであれば、それなりの法的な根拠、調査内容の報告書の作成、司法審査会に対応する職員(弁護士等)・準備等に要する時間など体制整備が必要。</p>
<p>・ 司法審査の手続きが強化された場合、関係書類を裁判所に提出するため、調査及び書類作成等の業務が増加する。</p>

<p>・児童及び保護者に直接、関与していない裁判所に、ケースの状況の理解を得るため、詳細な調査及び判定資料の提供が必要である。</p>
<p>すべての児童相談所に常勤の弁護士を配置する等の、児童相談所の体制整備だけではなく、広く児童虐待対応の体制整備が必要。児童相談所にこれ以上の業務の拡大は無理と感じる。司法の審査を得て児童を保護する機関を別に設け、児童相談所が支援機関としてかわるなど、根本的な整備が必要。</p>
<p>全ての児童相談所に常勤の弁護士を配置するなどの体制整備に合わせ、司法の審査を得て児童を保護する機関を別に設けるなどした児童虐待対応の根本的な体制整備が必要。</p>
<p>法令手続事務体制や一時保護所の体制を充実する必要がある。</p>
<p>司法が間違いなく判断できるだけの材料を揃える必要性が生じることから、法令手続事務体制の充実が必要となる。</p>
<p>保護所が併設されておらず、保護の手続きに今でも人員と時間がかかっている。さらに司法審査の手続きを取るのであれば人員増や簡略化が必要と思われる。</p>
<p>法的手続きのできる職員（弁護士や司法書士など）の配置と、今までの一時保護制度のあり方の見直し</p>
<p>現在、児童相談所では「24 時間 365 日相談受付」の体制は取られているが、相談受理後の指導支援開始、いわゆる児童相談所閉所後の 24 時間 365 日緊急対応は確立していない。緊急一時保護は夜間休日に発生することも多く、相談受理後の裁判所への提出、一時保護の開始等の支援開始にかかる職員確保やシステム構築等の多くの課題がある。</p>
<p>一時保護専属のスタッフが必要。</p>
<p>虐待担当とは別に一時保護専門担当が必要である</p>
<p>司法の判断で一時保護されるケースが増えることが見込まれるため、一時保護所の職員数、部屋数の増加等</p>
<p>司法担当ラインの創設。配置人員の増加。司法に対しても簡易、スムーズな対応が必要（システム改修やネットワークなど）。</p>
<p>一時保護をできる要件の明示。</p>
<p>業務量の増加は必至であり、現在の体制では対応できないため</p>
<p>家庭裁判所の許可を得るための、事務処理対応等、業務の増加が予測されるとともに、保護者とのやり取りも複雑化し、対応機期間も増えることが考えられるため。</p>
<p>手続き等にかかる事務量の増加が見込まれるため。</p>

手続き等にかかる事務量の増加が見込まれるため。

- ・ 仮に司法審査の手続を強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要と考えるか。【「その他」とした場合の意見】

司法審査の手続を強化する場合は、児童相談所の体制と合わせて、受ける司法側も迅速かつ円滑な対応ができる体制を整える必要があると考える。
手続等が簡略化され、すべてのケースに司法審査の手続をするのであれば特段体制整備は必要ないと考えます。そうでないなら1 [体制整備が必要]になります。
手続を含め、司法が児童虐待について理解し、厚生労働省の方針に対し十分理解を得ていることが重要と考えます。また様式等はなるべく簡便な方法をご提示いただくようにしていただきたい。
弁護士の配置及び弁護士による手続
初期介入は警察等児相以外の機関が行うべきである。
司法審査の手続が不明な段階であり、何とも言えない。
(1)で回答したように児童相談所への負担がどれだけかかるかが問題。この問題がクリアできない限りは安易な改善は進めない方が良く と思います。
事前許可を得て確実に一時保護できる体制整備は困難ではないか。
体制整備よりも、手続等の流れを研修することと、家庭裁判所窓口との調整が必要。
「家裁に提出する資料がどのような内容かつどの程度のボリュームになるのか、決定までどのくらいの期間を要するのか確認が必要。それにより、担当者が作成するのか、あるいは代理人弁護士に協力を求めるのか体制について検討が必要と思われる」との意見あり。
「家裁に提出する資料がどのような内容かつどの程度のボリュームになるのか、決定までどのくらいの期間を要するのか確認が必要。それにより、担当者が作成するのか、あるいは代理人弁護士に協力を求めるのか体制について検討が必要と思われる」との意見あり。
「家裁に提出する資料がどのような内容かつどの程度のボリュームになるのか、決定までどのくらいの期間を要するのか確認が必要。それにより、担当者が作成するのか、あるいは代理人弁護士に協力を求めるのか体制について検討が必要と思われる」との意見あり。
「家裁に提出する資料がどのような内容かつどの程度のボリュームになるのか、決定までどのくらいの期間を要するのか確認が必要。それにより、担当者が作成するのか、あるいは代理人弁護士に協力を求めるのか体制について検討が必要と思われる」との意見あり。
児童相談所は、親子が困った時に相談できるところであるとの、本来の機能の充実のほうを求めたい。

すでに平成31年度までに進められている児童相談所強化プランを前提として、一時保護、立入調査・臨検捜索等の強制処分については警察が、今までのように児童相談所に対する援助ではなく、主体的に活動（司法審査手続きも含めて）できるようにすることが必要である。

- ・ 司法審査の手續の強化に関して、子どもの意向をどのように考えるか。【「その他」とした場合の意見】

子どもの年齢にもよるが、子どもの意向も勘案すべき
子どもの年齢によって考慮すべき。
子どもの意見表明権を大事にすべきと考える。
子どもの意向を尊重すべきである。
子どもの年齢にもよるが、子どもの安全・安心を確保した上で子どもの意向を尊重した上での司法審査をすることが望ましい。
児童相談所の保護の方針に対して保護者や子どもが一時保護を拒否する場合、司法審査を求める。
子どもと親権者の両者とも、意に反している場合
児相は0歳から18歳未満まで取り扱っており、児童の年齢によって意向の取り扱いは違ってくる。児童の意向は尊重するが、行政処分には反映できないこともある。その際には司法の関与に頼ることがあるかもしれない
子どもの意思表明権や意向の尊重をすべき児童相談所の立場や、保護者が児童の意向を無視して一方的に養育困難を理由に保護を訴える事案も目立つ現状を踏まえると、ケースによって司法審査が必要となると考える。
子どもの権利保障の観点からすれば司法審査は必要だろう。子どもの意にそぐわなくても裁判所の判断も要保護と判断すれば非行児・性被害児の保護に有効。
子どもの意向、意見表明を最優先とし、子どもが不同意の場合、説得し応じた場合を想定したい。
「司法審査を行うイメージとして、保護者に対して明確な保護根拠を示す必要がある場合に有効と考える。被虐待児については、基本的にはケースワークの中で信頼関係を築きながら保護の必要性を説いていきたいと考えるので、子どもの意向に沿わない場合に司法審査で一方的に申し渡す方法は難しいのではと考える」との意見あり
「司法審査を行うイメージとして、保護者に対して明確な保護根拠を示す必要がある場合に有効と考える。被虐待児については、基本的にはケースワークの中で信頼関係を築きながら保護の必要性を説いていきたいと考えるので、子どもの意向に沿わない場合に司法審査で一方的に申し渡す方法は難しいのではと考える」との意見あり
「司法審査を行うイメージとして、保護者に対して明確な保護根拠を示す必要がある場合に有効と考える。被虐待児については、基本的にはケースワークの中で信頼関係を築きながら保護の必要性を説いていきたいと考えるので、子どもの意向に沿わない場合に司法審査で一方的に

申し渡す方法は難しいのではと考える」との意見あり
「司法審査を行うイメージとして、保護者に対して明確な保護根拠を示す必要がある場合に有効と考える。被虐待児については、基本的にはケースワークの中で信頼関係を築きながら保護の必要性を説いていきたいと考えるので、子どもの意向に沿わない場合に司法審査で一方向的に申し渡す方法は難しいのではと考える」との意見あり
一時保護の強行性については児童相談所運営指針にも示されており、無断外出した一時保護児童の連れ戻しの際に、以前は、実際に実施されていた。しかし、現在は人権上の問題から、児童の生命安全に緊急性がない場合等については、児童が一時保護を受ける意志がなければ、無理に一時保護を開始することはない。
一時保護が児童の学習権の保障、行動域を制限等の問題から、大きくそれまでの生活状況を変えてしまう状況であることから考えても、親権者の同意の有無や、児童の意向の沿う沿わないに関わらず、司法による一時保護開始の決定が必要である。
子どもの意向に沿えない場合はもとより、子どもの希望がある場合には審査を検討すべきである。
司法審査において、両親の同意の有無と同時に本人の意向も踏まえて審査するシステムが必要。
子どもの意向確認については、少年法の付添人制度等を参考に第三者による意向確認を検討する必要がある。
子どもの意向確認については、少年法の付添人制度等を参考に第三者による意向確認を検討する必要がある。
子どもの意向確認については、少年法の付添人制度等を参考に第三者による意向確認を検討する必要がある。
子どもの意向確認については、少年法の付添人制度等を参考に第三者による意向確認を検討する必要がある。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は対応する。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は対応する。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は対応する。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は

対応する。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は対応する。
子どもの意向確認を、児童福祉法又は児童相談所運営指針等に明記する（子どもの年齢や発達に配慮し、意見を聞き取ること）ことで当面は対応する。
子どもの意向を踏まえた上で一時保護の必要性は児相が判断すべき。
基本的には、全体の状況を勘案し判断すべきだと思います。
司法審査の強化と子どもの意向とは別問題と考える。
1か2かを判断する材料がまだ不足していると考えている。
子どもの意向に沿った一時保護を行うべきと考えるが、そのことをもって司法審査の強化が望ましいとは考えない。
相談所の責任で要否を判断することが望ましいと考える
子どもの意向に関わらず、虐待の程度など事例ごとに検討した上で判断すべきである。
子どもの意向が、子どもの安全の確保等と一致するとは限らず、現行制度のどおり児童相談所長が必要と認める場合に保護する必要がある。
子どもの意向は大切であるが、危険性を子どもが認識しておらず、緊急性が高い場合において、安全確保の遅れが生じることを懸念する。
司法関与ありきでの回答により、回答しかねるが、子どもは、どんなに虐待環境におかれても親を庇うような言動をする場面は多々見られる。子ども自身が意見を求められることのしんどさや本音をどうやって見極めるのか疑問である。
子どもの安心・安全により判断するべきであるので、親権者・子どもの同意は切り離して考えるべきである
一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。
一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。

<p>一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。</p>
<p>一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。</p>
<p>一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。</p>
<p>一時保護の同意については、保護者の同意の有無、子どもの意向だけではリスク判断はできない。調査により、経過、関係機関の情報、保護者・子どもの面接の内容等により、リスクアセスメントし一時保護の判断をすることになる。保護者の同意の有無・子どもの意向だけを持って、司法審査の要否の判断基準とするのは適当でない。</p>
<p>被虐待児の場合と非行系の場合とで状況は異なる。被虐待児は場合により子どもの意向にかかわらず加害者から守る必要があるが、非行系の児童の場合は、保護所は非行系の児童の監禁場所ではなく、子どもの意向も尊重すべきであり、一律に回答できない。</p>
<p>個別ケースの同意の有無とは独立して司法審査の手続きについては検討されたい。</p>
<p>相談種別による（虐待ケースのみ適応させる等）</p>
<p>虐待ケース以外で、特に非行やぐ犯のケースは一時保護の継続が困難となることが多いため、そういった手続きがあるといいかとは思いますが、それでもこどもを閉じ込めておくわけにはいかないので強化されても同じかなという気はします。</p>
<p>子どもの意向に沿わない場合は、一時保護は極めて困難と考える（強制的措置がとれないので）。</p>
<p>子どもの意向に沿わない一時保護は現実的には困難。</p>
<p>子どもの同意がない一時保護は実施が困難。無断外出等、不適応行動を誘発し、保護の目的が達成できない。</p>
<p>子どもの意に反した一時保護は、現実的に不可能。質問の意図が不明。</p>
<p>司法審査を行った事案には、一時保護の終了まで司法が主体的に関わるというのであれば、親権者あるいは子どもの意向に反した場合、つま</p>

り両者に司法審査を強化すべきと考える。(一時保護を実施するか否かについてのみ、司法審査が必要という考え方には2(1)に回答したとおり意味が無いと考えている。)

子どもの意向に沿わない一時保護だった場合、子ども自身からの反発も大いに予想され、それに対応出来るような一時保護所の人員、設備の整備が必要。

親権者の同意があっても、法的拘束力がないのであれば、簡単に撤回されてしまうので、司法を絡めておきたい。

司法がどのようなスタンスで課題に対応していくのか明確化されていなければ、司法審査の意味がないと考えます。

強化が必要ないと考えている

- ・ 平成 28 年 4 月 1 日から 7 月末までの 4 ヶ月間に、2 ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護に係る児童福祉審議会への意見聴取を実施したケースについて【「審議会が意見を付して延長を認めた」ケースがある場合の意見の例】

早期に児童福祉法 28 条審判の申立を実行すべき。
①28 条申立てを速やかに行なうこと (2 件) ②必要な調査を速やかに行なうこと ③親権者との面接を続けること
祖父母の意向や手続きの進捗状況を踏まえながら、児童福祉法第 28 条申立てを行うために必要な調査を速やかに行うこと。
必要な調査を速やかに行うこと
法 28 条に基づく措置の申立ては適当である。
・ 必要な調査を速やかに行うこと ・ 親権者との面接を続けること ・ 28 条申立を速やかに行うこと
警察が関与したため、その捜査の経緯を見守り延長を余儀なくされた事例について、「警察の捜査を待たずとも、親の不適切養育があったとして、本児の安定した生活の確保の為に支援を進めるべき」との意見
法第 28 条の申立てに伴い、一時保護が 2 か月を超過することはやむを得ないとする。
重篤な虐待行為であり、母親の精神鑑定や治療も考慮すること。長期的には家庭復帰に向けて協力が得られるかについて、親族情報を収集すること。
保護者が児童を引き取れる状況に無く、関係する大人のもとに置いておくのは、子どもの利益にならないと考えられるため、一時保護の延長が適当であると認める。

- ・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「有効である」とした場合の意見】

児童福祉や法律の専門家である第三者の意見であるため、保護者への説明において一定の効果は得られると考える。
児童相談所における援助の決定の客観性と専門性を図ることができる。
一時保護の妥当性の担保として
保護者への影響が限定的だが、児童相談所が学識経験者等の意見を踏まえて対応できることは有効

- ・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「有効でない」とした場合の意見】

学識経験者等の意見は、一時保護に同意しない保護者に対しては効果が無いと考える。
同意が得られるか否かに影響がないため。
法的拘束力が無い。
反対を表明している親権者には、司法の判断が必要と考える。
ケースに対して具体的な効力がないと感じられるため

・ 児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。【「その他」とした場合の意見】

ある程度の客観的な判断は期待できるが、資料作成は児童相談所であり保護者が審議会へ直接意見を伝えるのは困難であること、第三者の意見ということで納得する保護者もいれば意に介さない保護者もいると思われることから、有効かどうかの判断は難しい。

法的な拘束力がないと思う。

意見聴取の機会は少ないが、保護者の納得を得られない場合もある。

審議会の判断を仰ぐことにより、児相から保護者に説明しやすくなるが、不服申立がなされる可能性は残るため、有効であるとまでは言い切れない。

28条申立の児相判断の後押しになるという点では有効だろうが、保護者に対する同意説得での有効性はあまりない。

児童相談所の手続きや指針的には有効ですが、保護者には特段影響しないです。

児童福祉審議会の結果を保護者に教示していないため、児童相談所にとっては有益であるが、保護者に対する有効な手立てとは言えない。

一時保護は強制的な行政措置であるため、措置を行う行政側にとってはその正当性を確認する意味があり、審議会による意見聴取は有効であると思えるが、保護者に対してはあまり有効であると思えない。

審議会への意見聴取は保護者の同意を得るためには必ずしも有効とは言えないが、児相の判断の妥当性の裏付けとして有効である。

児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点や、児童相談所が審議会の意見を尊重して援助の決定を行う点において、児童相談所における援助決定の客観性が確保されるため、有用である。

ただし、子どもや保護者等に対して審議結果について説明を行っても、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。

児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。

ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。

児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。

ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。

児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。

ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。

児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。

<p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。</p> <p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。</p> <p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。</p> <p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。</p> <p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点においては有用である。</p> <p>ただし、意見聴取により、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</p> <p>保護者によっては「児童福祉審議会は結局児相寄りの判断しかしない」と考える人もいるため、全てのケースに有効とまでは言えない。第三者機関という位置づけでその意見は公平性を得られるメリットはあるが、児童福祉審議会への説明等に割く児相側の労力を考えると一概には判断できない。</p> <p>保護者等の意に反して2ヵ月を越えて引き続き一時保護を行う際は有効であるが、保護者に同意を得るための手段としては有効ではない。</p> <p>保護者等の意に反して2ヵ月を越えて引き続き一時保護を行う際は有効であるが、保護者に同意を得るための手段としては有効ではない。</p> <p>安易な一時保護継続を抑止するためには有効である。</p> <p>多面的な意見をもらえる機会となっている。</p> <p>当所では、一時保護の長期化による児童福祉審議会の活用事例がないため、不明。</p> <p>一時保護の適正性を担保する仕組みは必要だが、今後司法が関与するのであれば、児童福祉審議会の意見聴取は事後報告も良しとする。</p> <p>何にとって「有効」なのか、質問の意図が正確に理解できない。</p>
--

○ 面会通信制限・接近禁止命令について

- ・ 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由について【「面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段により対応している」とした場合の対応手段】

保護者に説明し理解を得るよう努力している。
保護者への説得により、消極的ではあるが面会通信制限の同意を得ていることが多い。
児童福祉司による指導等で対応している。
保護者に段階的な交流方法を具体的に伝え、施設とも連携の上対応しているため。
口頭で説明、指示することで対応可能。
保護者側の弁護士同席で面会ルールを設定し、指導に従ってもらった例がある。
児童福祉法第12条第2項による児童相談所の、児童及びその保護者への指導で対応しているため。
親権者に同意をもらい、面会・通信を控えてもらっている。
口頭での面会・通信制限を行って、それを親権者が守っているため、法による面会・通信制限は行っていない。
児童相談所としての一般的な指導により対応している。
口頭指導により対応している。
通常の指導のみでほとんどのケースが面会通信制限に従っている。
児童虐待防止法による面会通信制限ではなく行政指導として制限を行っている。
保護者と個別に協議をし、協力を求めている。今のところ、特段の不便は感じていない。
児童の処遇上、制限の必要性を保護者に丁寧に説明し、了解を得ている。
「指導」としての面会・通信制限で対応している。
指導の範囲内で保護者の了解のもと行っている。
指導としての面会通信制限で対応している。
児童福祉法に基づく指導に拠る。

基本は保護者にその必要性を説明して同意してもらっている
保護者との面接時に丁寧に説明し理解してもらっている。(ケースワークの範疇での対応)
当事者との話し合いにより調整をはかっている
児童相談所の行政指導の一環として、面会・通信の許可・不許可をしている。
児童が面会を拒否している場合など親子関係の調整に時間を要する際に、児童の居住地を親に秘匿とする
行政指導による面会・通信制限
児童相談所の措置権、調査権に基づく指導の中で、保護者の方には任意での面会・通信制限に応じて頂いている。
一時保護の場所を変えたり、一時保護する場所を教示しない等して対応しているため、面会通信制限を敢えて掛ける必要がない。
ソーシャルワークの対応の中で、保護者の理解を得られることが多いため。
児童虐待防止法第12条によらない、「指導」としての面会・通信制限による対応。
ケースワークのなかで、児童相談所の判断として必要であることを説明している。
児相が保護者に家族再統合のプロセス等を丁寧に説明する中で面会・通信の制限について理解してもらっている。
ケースワーク上必要として、保護者の理解を求めている。
保護者への指導として行政指導の範疇で対応している。
児童福祉司指導措置などにより保護者に児童との交流時期、方法等について指導を行っている。
指導の範囲で理解を得て実質上の制限を行っている。
一時保護中は面会を制限するなど、口頭において指導指示している。
一時保護児童に関して、面会・通信等による児童への影響等を説明し指導という観点で対応している場合が多い。
子どもの安定等を図るために面会通信を遠慮してもらうことを保護者との話し合いにより了解してもらっている。
口頭での指導による。
入所後、児相が一定の面会・通信制限を行うことも含めて、児相の指導に従うことを条件にして、入所同意するか否かの判断を親権者に求めている。
ケースによっては施設等の所在を秘匿することも含め、同意してもらうこともある。

指導により、対応できている。
児童虐待防止法による面会通信制限でなく、行政指導として面会通信の制限をしている。
通常の保護者面接によりその必要性を指導している。
文書等による面会・通信制限を行わなくても、ケースワークにより対応できている。
通常のケースワークの中での対応
口頭、書面での指導で対応している。
口頭、書面での指導で対応している。
保護者への説明で同意を得ている。
法第 12 条によらない「指導」としての面会・通信制限による
保護者に対する説明と同意
児童虐待防止法 12 条に基づく行政処分まではとっていないが、保護者指導の中で口頭や通常の書面による面会・通信制限を行い対応している。
口答で面会・通信を一時制限する場合はあるが、児童虐待防止法による行政処分としての面会通信制限を行っていない。
口頭による職権保護である旨を説明するなどすると、口頭での面会通信制限の指導で従う保護者が多い。
施設入所の際など約 1 か月間面会を遠慮願うことはあるが、保護者と児相の信頼関係の中で行うことができている。
口頭による指導
子どもの意向や状況に応じ、つうしんせいげんすることを説明し、保護者の理解を得る。
施設等入所した場合、基本的に児童が生活に慣れるまで、概ね 1 ヶ月間は面会通信の制限を行っており、入所の際に保護者へ説明し、了承してもらっている。ケースによっては、制限期間を長く取る場合もある。
行政指導の範囲で収まっており、法的手続きまでは至っていない。
主に口頭による「指導」で対応している。悪質な面会・通信の要求は、警察に相談（援助要請）し、万一に備える場合もある。
児福法 28 条、33 条適用ケースを中心に行政指導として一定期間制限している。
電話や面接の中で保護者に面会通信が可能となる条件を示して同意を得ている。

口頭による面会・通信の制限の指導に相手方が従う状況があるため。
保護者等に対する説明などにより同意を得ている。
保護者への粘り強い説明・指導と、施設及び委託先の里親との連携・協働により何とか対応できてきた面はある。
児童虐待防止法による行政処分としての面会通信制限ではなく、説得レベルの「指導」として対応可能なケースが多い。
そもそも面会・通信の制限を必要とする事例は多くありませんが、多くは施設名の秘匿、保護者への説明と説諭により対応。との意見あり
そもそも面会・通信の制限を必要とする事例は多くありませんが、多くは施設名の秘匿、保護者への説明と説諭により対応。との意見あり
そもそも面会・通信の制限を必要とする事例は多くありませんが、多くは施設名の秘匿、保護者への説明と説諭により対応。との意見あり
そもそも面会・通信の制限を必要とする事例は多くありませんが、多くは施設名の秘匿、保護者への説明と説諭により対応。との意見あり
必ずしも文書で通知までせず、現場の運用レベルで説明し対応している。
保護者との話し合いにより理解を得られるようにしている。
一時保護を表面的には同意はするが、内心は受け入れられずに早く返してほしいと要望する保護者もいる。養護ケースも含めて一時保護先を明示しないようにしており、保護時の説明で、児童の精神状況や安定度を見極めた上で面会可能か判断する旨を説明している。
保護者に対する行政指導
行政指導として行っている
法によらない「指導」としての面会。通信制限を行っている。
指導としての面会、通信制限で対応している

- ・ 面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由について【「その他」とした場合の理由】

施設や学校に情報提供・注意喚起することで対応している。
保護者に、児童相談所の指示に従ってほしいことを願ひ強く説得する。話し合いの中で何らかの妥協点がみえてくるので、結果的に保護者からは消極的ではあっても合意を得ている
保護者が児相の指導に従っていることの確認ができるまで、施設の名称及び所在地等の開示をしていないことも含め、入所同意を得ている。 (児相で面会)
日常のケースワークのなかで、指導がなされているため。
説得による面会通信制限を行っている。
ルールとして提示する。28条ケースの場合には、裁判所の判断だと伝える。
保護者との話し合い(ケースワーク)で理解を得ているとの意見あり
保護者との話し合い(ケースワーク)で理解を得ているとの意見あり
保護者との話し合い(ケースワーク)で理解を得ているとの意見あり
保護者との話し合い(ケースワーク)で理解を得ているとの意見あり
都市の児相と違い、1に該当するところもあるが、当所から施設までの距離は遠く、まめに訪問しての協議や支援にはどうしても限界がある。よって入所時点で保護者への指導を一定レベルまで進め、施設と役割分担できるように努める必要があり、一時保護から、措置にかけては、より丁寧なケースワークに努めている。

- ・ 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由について【「保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要が生じる事例はあるが、児童虐待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している」とした場合の対応手段】

措置先を非開示として対応している。
指導の範囲内で非開示としている。
危険が大きい場合には 28 条で対応し、施設名を伝えない
指導に従わない・連れ去り等が懸念されるケースについては、安全が確認できるまでの間、保護者に施設名を伏せて対応している。
保護者のつきまとい等の恐れがある場合は、児童の居所を明らかにしない対応をしている。
施設入所児童の安全がはかれない場合は、一時保護（委託の場合は、委託先は秘匿）により安全を確保している。
児童の所在地を秘匿している。
児童の居所を知らせないため。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
児童福祉法第 33 条による虐待事案の一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所について、児童へ連れ戻しが想定される事案については、児童虐待防止法第 12 条に基づき施設名等を秘匿している。
必要事例が生じた場合、施設所在地を秘匿することも含めた同意書を保護者から徴している。

口頭で説明、指示することで対応可能。
児童福祉法第12条第2項による児童相談所の、児童及びその保護者への指導で対応しているため。
通常の指導のみでほとんどのケースが接近禁止に従っている。
児童虐待防止法による接近禁止命令ではなく行政指導として制限を行っている。
当事者との話し合いにより調整をはかっている。
児童相談所の措置権、調査権に基づく指導の中で、保護者の方には任意でのつきまとい・徘徊の禁止に応じて頂いている。
児童虐待防止法第12の4条によらない、「指導」としての対応。
指導の範囲で理解を得て実質上の制限を行っている。
文書による接近禁止命令を行わなくても、ケースワークにより対応できている。
行政指導の範囲で収まっており、法的手続きまでは至っていない。
保護者等に対する説明などにより同意を得ている。
保護者への粘り強い説明・指導と、施設及び委託先の里親との連携・協働により何とか対応できてきた面はある。
そもそも該当事例が多くないということもありますが、保護者への説諭や、保護先の秘匿により対応。との意見あり
そもそも該当事例が多くないということもありますが、保護者への説諭や、保護先の秘匿により対応。との意見あり
そもそも該当事例が多くないということもありますが、保護者への説諭や、保護先の秘匿により対応。との意見あり
そもそも該当事例が多くないということもありますが、保護者への説諭や、保護先の秘匿により対応。との意見あり
口頭による指導と同意による。
必ずしも文書で通知までせず、現場の運用レベルで説明し対応している。
保護者に対する行政指導
行政指導として行っている
指導としての面会、通信制限で対応している
つきまといや徘徊を繰り返す場合には、迷惑行為として警察に協力要請する等して対応している。

- ・ 接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由について【「その他」とした場合の理由】

施設や学校、警察に情報提供・注意喚起することで対応している。
実際に禁止命令を出すには、かなりの事実の積重ねが必要である。また現実的な効果が期待できない。
保護者が児相の指導に従っていることの確認ができるまで、施設の名称及び所在地等の開示をしていないことも含め、入所同意を得ている。
性的虐待等により、接触を制限するケースはあるが、児童相談所の指導に従っており、強引な手段に出るケースが少ない。
日常のケースワークのなかで、指導がなされているため。
保護者との話し合い（ケースワーク）で理解を得ている
保護者との話し合い（ケースワーク）で理解を得ている
保護者との話し合い（ケースワーク）で理解を得ている
保護者との話し合い（ケースワーク）で理解を得ている
必要な場合には警察対応を検討する。

- ・ 28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合があると思うか。【「ある」とした場合の具体的事例】

例：一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）

措置解除後（子どもが18歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等につきまといられるおそれがある）

※上記の例に関わらず、当該ケースの背景や保護者指導の状況や経緯等も含め可能な限り詳細に記載ください。

法第27条第1項第3号措置解除により自立する際に、保護者に児童の勤務先や居住地を知られると、勤務先への押しかけや経済的搾取といった恐れが高い事例。
一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）というケースはあると思う。
ただし、当所では、これまでは28条の申立てケースしか、一時保護中に学校に通わせるという対応をとっていないので、これまでは、28条ケース以外の接近禁止命令の必要性は感じてこなかった。
例のとおり
例示と同様
<ul style="list-style-type: none"> ・ 28条審判の対象外となる施設（自立援助ホーム等や、一時保護委託先としての児童福祉施設）に入所する児童。 ・ 在宅扱いであるが医療機関に入院中の児童。
一時保護中に、児童を通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある。
性虐待の一時保護を実施した児童が、18歳や退所の時期を迎えた際、保護者が連れ去ったり、さらに精神的な負担が加わるおそれがある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置解除後の18歳以上の児童に対する保護者の不適切な関与を排除するために、親権停止と合わせて、つきまといを禁止する措置が必要な場合があると思われる。
次の事例が想定される。
1 一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）
2 措置解除後（子どもが18歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等につきまといられるおそれがある）
病院等への一時保護委託の際、連れ去りのおそれがある場合等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重篤な虐待ケース（28条ケースを含む）の児童が、施設措置解除となり自立後の生活における安全確保。
例のほか、身体的虐待や性的虐待で施設入所措置や里親委託していた児童が、18歳自立により措置解除後、保護者から暴力や性加害による

被害を受けるおそれがある。

具体的な事例があったわけではない。しかし、今後里親委託の件数が増加するなかで、一旦は里親委託に同意をして正式に里親委託をした後に、一方的につきまとう保護者が現れることが危惧される。

○在宅の性被害児童に対する加害者（内夫や母の交際相手、児童の元交際相手）やストーカーに対する接近禁止

○DV避難母子が支援措置で転宅できるまでの間、母子保護のための接近禁止

里親委託中に里親宅へ実親が行ってしまうおそれがある。

児童福祉法第 28 条申し立て中を含む一時保護期間で、特に義務教育終了した年長児が通学等する場合は、施設名を非開示にしても、高校等に保護者が行ってってしまう可能性があり、接見禁止が必要と考えられる。

両親が離婚調停中あるいは児童の親権や監護権をめぐる争っているような状況で、当該児童について虐待通告があって一時保護を実施したような場合、あるいは施設入所中の児童に関して同様の状況が起きた場合、両親双方が児童を自分のほうに引き取ろうと画策することがある。このような場合、児童を誰が養育あるいは監護するのが適当であるか、しかるべく結論が出るまでは、児童を争いに巻き込むことが無いよう、接近禁止命令等が適用できるとよい。

18 歳以上になり、児童福祉法の範疇を越えた後に、措置解除となり、自立にあたり、父が児童に執着しつきまといがある場合（DV 法が使えない）

父からの性的虐待の高校生女兒を一時保護したが、高校継続のために通学することが求められたため、一時保護所からの通学をさせたケースがある。父は、施設入所の同意はしていたものの、虐待者の父が学校に現れ、接触を持つことで本児への心理的ダメージが予想されたため、高校の協力を得つつ、登下校の送迎は児童相談所職員が行っていた。

一時保護中に子どもが保護者との面会を拒否している状況の中で、必要以上に接触を持とうとした場合。

一時保護後：母からの身体的、心理的虐待で警察から身柄付き一時保護野ケース。虐待者（母）が家を出て、本児らは父方祖父母宅で生活することで家庭引き取りとなったが、父の監護力が弱く、母が学校の行き帰り等で本児らと接触してしまう虞がある。

同意による入所であるものの、つきまとい、徘徊をする事例はある。接近禁止命令が 28 条措置に限定されていると、同意入所のケースでの対応ができなくなってしまう。

一時保護中（保護者による強引な連れ戻しの行為や保護者を目撃することによって子どもに動揺、悪影響がでるおそれがある場合。）

施設入所措置中（保護者による強引な連れ戻しの行為や保護者を目撃することによって子どもに動揺、悪影響がでるおそれがある場合。）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族等が養育している児童に対して、通学途中の連れ去りや親族等の家から連れ去るおそれがある事例も起こり得る。 ・ 保護者の家と同じ地域内の里親や施設等に委託している場合に上記と同様なことが起こり得る。
一時保護中に保護所や委託先に押しかけ、児童を取り戻そうとしたり、児童に合わせろと要求するケースがある。
<p>①養父からの性的虐待により 14 歳で妊娠、出産したケース。児童相談所としては、養父を警察へ告発することも検討したが、児童には養父に対する恋愛感情があり、警察への告発や事件化に関しては強い拒否を示した。このため、養父が自宅から出て行ったことを確認し、更に実母にも転居してもらった上で家庭に戻したが、24 時間の監視は不可能なため、接近禁止命令の必要性が感じられた。</p> <p>②児童から金銭搾取する父のケース。父は働いておらず、母のパート収入で生活していたが、児童が高校生になってからは、食事も与えず、生活や高校にかかる費用を一切、児童のアルバイト収入で賄うように命令し、更に父への小遣いと称して金銭を搾取するようになった。児童は学校で助けを求め、児童相談所が介入することになり、父の同意を得て社会的養護を利用しながら自立を目指すことになったが、児童のアルバイト先を突き止め、金銭要求のため姿を現すようになった。</p>
一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）
措置解除後（子どもが 18 歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等でつきまとわれるおそれがある）
同意による措置入所中（養父から性的虐待を受けて施設入所となったが、子どもへの執着心が強く、つきまとうおそれがある）
通学途中に待ち伏せして子どもと接触し、施設にクレームを入れたり、そのことで施設のルールが守れなくなり、虐待者である保護者にコントロールされるおそれがある。
子ども自身が児福法第 27 条 1 項 3 号の措置を望まず、保護者と離れ親族等の自宅で生活する場合であって、保護者の接近が子どもの福祉を侵害すると思料される場合。
（例：）措置解除後（子どもが 18 歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等でつきまとわれるおそれがある）
例に挙げてあることが懸念される。就職する時に親権者に就職先を知らせるのか、親権者に住民票の閲覧ができないようにガードをかけてもらうか等、施設や市役所と協議ながら対応している。
被虐待児が施設（28 条審判を除く措置又は一時保護委託）や親族の所で生活する場合に、保護者が接触するおそれがある。
一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）

措置解除後（子どもが18歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等につきまといられるおそれがある）
措置解除後の保護者のつきまとい（金の無心以外にも性加害の虞などがあつた）
問（1）の事例は、施設退所後、就労となったが就労先等いっさい知らせていない。保護者が入所以前の子どもの養育費を本人に請求しかねない。また、保護者を目の前につると自傷がひどくなる可能性がたかいため。
虐待（DV）ケースで、父母が離婚協議中。子どもと同居中の母の元に、父からの嫌がらせや面会要求がある場合。
DVで一時保護したケースで母親が離婚を進める意思を持っているときに父親が面会を要求してくる場合
○自立援助ホームを利用しているケースで、居住場所は家族親族に秘匿しているが居住地が分かればお金の無心など何らかのアクションが起こる可能性がある。
・保護者の同意がない一時保護の場合、保護者が強引に引取り要求を行う場合がある。警察に援助要請を行い対応する場合もあるが、接見禁止命令等法的な根拠が抑止力になると思料される。
措置解除後に、児童にお金の無心でつきまとう恐れがある場合。
・自立援助ホームの利用時 ・当然のことながら、同意入所中であっても、児童が望まない形でのつきまといが起こった場合には、限定的な接近禁止命令の必要性が生じることはあり得る。
施設入所には同意しているが、児童相談所の措置理由とは違う理由で保護者が同意しているケース。子どもの生活の安定のため、保護者との交流に一定のルール（例えば、月に何回の交流にする等）を定める必要があると考えているが、保護者はその必要性について応じず、保護者の意向等で子どもとの交流を頻回に行い、結果として子どもの生活が不安定になる場合。子どもの生活があまりにも不安定になる（例えば、不登校、自傷他害等）時には接近禁止命令等の制限が必要と考える。
①一時保護委託中の通学途上等に連れ去りの恐れがある場合
②施設入所には同意していても、児童相談所や施設の指導に応じず、子どもが拒否しているにもかかわらず面会等を求めて施設や学校等を訪問し、迷惑行為を行う場合
・継続的な虐待により一時保護したものの、保護者の同意で入所した事案。同意があつたため、在籍高校に通うが、経過の中で保護者による虐待で強いトラウマ反応等を示すなど保護者に会うことが児童にマイナスの影響を与えることがあるにもかかわらず、保護者が学校に接近す

る可能性が残る場合。

・当初は保護者の同意により施設入所していたものの、保護者が途中から同意を翻し、強引な引き取りを要求する場合がある。その場合は、入所措置から一時保護に切り替えると共に、児童の継続的な支援を保障する為に、接近禁止命令が必要になる。

・継続的な虐待により一時保護したものの、保護者の同意で入所した事案。同意があったため、在籍高校に通うが、経過の中で保護者による虐待で強いトラウマ反応等を示すなど保護者に会うことが児童にマイナスの影響を与えることがあるにもかかわらず、保護者が学校に接近する可能性が残る場合。

・当初は保護者の同意により施設入所していたものの、保護者が途中から同意を翻し、強引な引き取りを要求する場合がある。その場合は、入所措置から一時保護に切り替えると共に、児童の継続的な支援を保障する為に、接近禁止命令が必要になる。

・継続的な虐待により一時保護したものの、保護者の同意で入所した事案。同意があったため、在籍高校に通うが、経過の中で保護者による虐待で強いトラウマ反応等を示すなど保護者に会うことが児童にマイナスの影響を与えることがあるにもかかわらず、保護者が学校に接近する可能性が残る場合。

・当初は保護者の同意により施設入所していたものの、保護者が途中から同意を翻し、強引な引き取りを要求する場合がある。その場合は、入所措置から一時保護に切り替えると共に、児童の継続的な支援を保障する為に、接近禁止命令が必要になる。

・継続的な虐待により一時保護したものの、保護者の同意で入所した事案。同意があったため、在籍高校に通うが、経過の中で保護者による虐待で強いトラウマ反応等を示すなど保護者に会うことが児童にマイナスの影響を与えることがあるにもかかわらず、保護者が学校に接近する可能性が残る場合。

・当初は保護者の同意により施設入所していたものの、保護者が途中から同意を翻し、強引な引き取りを要求する場合がある。その場合は、入所措置から一時保護に切り替えると共に、児童の継続的な支援を保障する為に、接近禁止命令が必要になる。

・保護者による連れ去りのおそれがある一時保護中のケース。

・保護者の虐待により、親族が養育中のケース

・きょうだい間や保護者以外の親族による性加害・被害があるケース

性的虐待など、虐待者が児童に接触することが児童の安全や精神安定を脅かすケースにおいて、児童が親族宅などに引き取られた場合。

・保護者が児童の措置入所の同意までに至るまでに、施設に一時保護委託を続けているケース（子どもが施設のイベント等で外出する場合等

<p>に、保護者による連れ去りのおそれがある)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が施設入所に拒否しており、加害保護者から離れ、親族宅での生活を続けながら在宅指導しているケース（児童が加害保護者に接近されるおそれがある） ・在宅指導中のケースで、保護者でなく児童のきょうだいからの被害があるケース（性加害があり、保護者への指導のもと、加害者のきょうだいを児童宅から別居させているが、当該加害者が児童に接近するおそれがある） ・DVと児童虐待により服役中の加害保護者から離れ母子で在宅指導中だが、加害保護者が釈放された際につきまといが危惧されるケース。 <p>保護者の児童の面前における不適切な言動に対する指導に反発したことへの措置として、児童虐待防止法第12条第1項により面会の一部制限を行ったが、これに対しても反発し指導に従わず、面会を求める状況となった場合、児童の安全を守るため接近禁止命令が必要となるなどの事例が考えられる。</p>
<p>28条の承認を得ないで施設入所等の措置を採る場合</p> <p>一時保護されている場合</p> <p>子が自立して生活していたり、親族等の第三者と同居している場合</p>
<p>具体的取扱いケースは無いが、上記〔例〕の措置解除後のケースはあり得る。</p>
<p>○ 状況により同意と同意撤回を繰り返すような保護者に対し、27条入所後、入所先を秘匿せず知らせた場合に、入所同意を撤回し、連れ去り等が懸念されるケース</p>
<p>入所に同意をしても、十分に納得していない場合もあり、保護者が児童を連れ去るおそれのあるケースはある。</p>
<p>上記〔例〕の一時保護中の保護者による連れ去りのおそれ。</p>
<p>事例：児童養護施設が管理している児童手当などの貯金を無心しようとするおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中に、子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある場合 ・措置解除後において、保護者と接触することにより、保護者からのお金の無心等、子どもの福祉が阻害されると思われる場合
<p>一時保護中、子どもを通学させたいが保護者による連れ去りのおそれがある。</p>
<p>一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある。）</p>
<p>保護者の同意を得て里親宅へ措置となったものの、保護者が接近したり電話をかけてくる。本児は保護者とのかかわりを一切拒否。本児は被</p>

虐待経験あり。

本児は自立していく意向だが、保護者につきまとわれて金の無心をされる可能性が高い。保護者は精神疾患と軽度知的障害があり、話はなかなか通らない。

①一時保護中の子どもを外出させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある。

②18歳になり措置解除するも自立準備のため自立援助ホームを利用している場合に、保護者に金の無心等でつきまといられるおそれがある。

委託一時保護中（委託一時保護先から子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）

措置解除後（子どもが18歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等でつきまといられるおそれがある）

措置解除後（15才に達し、本児の意思により祖母と養子縁組を結び、祖母宅へ引き取りとなったが、保護者からの連れ去りにおそれがある）

施設退所後に保護者等から、経済的搾取にあたり、社会的に不利益を被るような状況に追い込まれる事がままある。そのような場合に、他法令で守られない場合がある。

本児への身体的・精神的なダメージが大きい性的虐待や身体的虐待、心理的虐待において、一時保護解除後に、別居している非加害保護者宅や親族宅に家庭復帰となったが、加害保護者が当該児童へ接近するおそれがある場合、接近禁止命令が必要と考えられる。

養護（その他）、同意にて施設措置中であるが、児童がまだ保護者と面会出来る状況にないため手紙からの交流としている。措置当初は、そのことに納得していたが、数年後に保護者が納得出来ないと態度を変え、学校や施設周辺で待ち伏せる可能性がある。

父親からの身体的虐待により保護を開始。父親は逮捕拘留された。母親の同意を得て措置となったが、拘留期限が切れ、出所後に納得のいかない父親が、施設などの保護先に現れたり、付きまとう恐れがある。

- ・一時保護中に子どもを病院に受診させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある。
- ・措置中の児童養護施設等において、登下校中等に保護者による連れ去りのおそれがある。
- ・措置解除後で子どもが18歳になり自立しようとする場合、保護者に金の無心等でつきまといられるおそれがある。

●自立援助ホーム入所児童で、保護者と関わらず入所したものの、保護者に付きまといられる恐れがある。

○性的虐待等に被害児と加害親との接触を防ぐ時

現在、加害親は勾留中であり起訴されているが、保釈請求が被告弁護士より提出されている。保釈された後の本児の安全確保が課題。現状では27条1項2号に基づく児童福祉司指導にて本児との接触を厳禁とする指導をかけている。

<p>○一時保護中の児童で連れ去りや奪還の惧れがある場合。</p> <p>母、精神疾患により、奪還に加えて、「二人でもう迷惑をかけないようにする、消える」などと家出放浪や心中を仄めかすような発言がある場合。</p>
<p>児童の入所している施設を探し当て、勝手に会いに行ってしまうなどがあり得る。</p>
<p>一時保護中（子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある）</p> <p>一時保護中（入院中の病院への一時保護委託実施中に病院からの連れ去りのおそれがある）</p> <p>措置解除後（子どもが18歳になり自立しようとする場合で、保護者に金の無心等でつきまとわれるおそれがある）</p>
<p>①面会通信制限では不十分な場合、罰則のある接近禁止も必要ではないか。②虐待者の親族が養育することになった場合</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中、子どもを通学させたいが、保護者による連れ去り、接触のおそれがある。 ・27条措置の場合であっても、子どもが面会を拒否している場合。また、精神疾患があったり、飲酒をして頻回に施設に押しかける行為など。
<ul style="list-style-type: none"> ・28条から保護者同意による措置に切り替わったが、措置解除後も子どもへの暴力が危惧され、子ども自身が怖がっている。 ・父からの身体的虐待で一時保護した後、別居中の母（離婚していないため、親権有り）に引き取られたが、子ども自身が父の接触を恐れている。 ・一時保護中に子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある。 ・虐待等で刑期を終え出所した保護者が、子どもに危害を加えるおそれがある。
<p>①一時保護解除後に保護者宅以外の場所（母方祖母宅）に家庭復帰させようとしてた場合</p> <p>虐待者である実母が精神疾患があり現在、医療保護入院中である。同居の実父は児童らを守ることが難しい状況である。児童福祉司指導を付し、実母には児童らに会いに行かないように約束しているが、約束が守られるか心配である。</p> <p>②例にあるように、施設入所後に就職自立しようとする場合で、保護者に金を無心される可能性がある。</p>

○ 裁判所の勧告について

- ・ 平成 27 年 1 月～12 月に 28 条措置の認容審判がなされた事例について【勧告を求める上申書を提出しなかったケースがあるとした場合の具体的事例】

勧告を求めても効果が期待できなかったため。
勧告による指導効果が期待できなかったため。
保護者への勧告が効果的とは思われなかったため。
勧告の有効性に疑問があるため。
勧告の効果が期待できなかったため。
面倒な割に効果が期待できない。
勧告により効果が見込める状況と判断しなかった
勧告が保護者指導に有効であると思われなかったため。
保護者の状況から、勧告に従うことが見込めなかったため。
必要性がなかったため。
保護者が児相との接触を全く拒否しており、指導にのせられる状況ではなかったため
裁判所からの通知であっても、指導に対しての姿勢は変わらないと判断されたため
保護者が勧告書に記載された内容のみにこだわるのが考えられ、当所としては、柔軟に指導内容及び方法を考えるべきと判断したため。
保護者が 28 条審判そのものを否定しているなど、勧告の効果が疑問であったなど
これまで上申書の提出をした事例がない。施設入所の同意に関わらず、多くの面で係りの困難なケースなため、上申書で勧告が有ったとしても効果が期待できないと予想されるため
更新申請であったが、それまでの経過からも、勧告がなされたとしても保護者の対応に改善が見られるとは考えにくいケースであったため。
保護者の精神疾患などから、勧告を行うことが保護者指導に効果的とは言えなかったため
保護者に精神障害や発達障害があり、指導が困難であり、勧告の効果が期待されなかったため。
対象となる母に重度の精神疾患があり、勧告による指導が母の養育改善に有効ではないと判断したため

積極的に判断しなかったところはあるが、母が精神科病院に入院していたことも一因ではないかと思われる。
28条審判を必要とする保護者の多くは順法意識が低く、勧告の効果は限定的であると考えられるため。
保護者と関係がとれず、28条審判になったもので、勧告があったとしても具体的な効果が見込めない。28条ケースは保護者が感情的に拒否、あるいは意地になっていることが多く、保護者が勧告に従うことも難しいと思われる。
家庭裁判所を通じての児相と保護者との話合いの結果、施設入所の理解が深まれば保護者も同意に至る。話合いを深めることができないのであれば、勧告の文書が作成されても保護者の同意が望めず、効果が期待できない。
検討はしたが、勧告が親権者に対するものではないため、親権者に対する効果としては疑問があり、上申しなかった。
勧告を求めても保護者あての勧告ではないため、効果がないと判断した。
裁判所から保護者に対する直接的な勧告でないため、効果が期待できない。
児童相談所に勧告があっても、意味のないケースが多い。
保護者に対する直接の命令ではないため保護者が指導に従う動機付けとはならない。その一方で、この勧告によって指導に従う程度の保護者であれば、28条審判書が送達されただけでも十分指導に従う動機づけになるなど勧告の有用性が見いだせないため。
・保護者の状況から児相が勧告を受けても保護者に対する効果が全く期待できないと事前に分かっていたため。・前回申し立て時に勧告の内容を保護者が自分の都合のいいように曲解し、児相の指示助言に従わなかったため。
母子再統合が望める事例ではなかったため
保護者が犯罪行為により逮捕・勾留され、服役が見込まれるケースであり、家族再統合が見込まれないケースであったため。
・保護者である父母が離婚し、虐待行為者である父親と子どもの分離が予定されていたため。・まずは28条審判の認容を求めることに集中的に取り組む必要があると判断したため
申立書、審問を通じて、児童相談所の考えを伝えられたため。
保護者等に親子分離や施設入所等について十分説明を行っているため（28条審判申立のケースは囑託の弁護士に手続きを依頼している）。
保護者とある程度の話し合いが可能であるため。
児童相談所と保護者の話し合いはある程度できており、施設入所等さえ決まれば、その後の家族再統合へ向けての指導には概ね従うことが予想されたため。

28条申し立て前の段階で、保護者と当所との面接状況、親子の面会等の状況から、28条更新後も引き続き保護者指導が可能と判断したため。
特に必要とせず、児童福祉司指導で対応した。
勧告によらずに保護者指導を行っている。
保護者指導にあたり、家庭裁判所による勧告の必要性がなかったため。
保護者が児童相談所との話し合いを拒絶し、連絡が取れない状況であるため。
保護者に連絡が取れないため
保護者が行方不明中
勧告の必要性を検討すべきケースではなかったため。
審判申し立て前に事実上、勧告に相当する手順は児相で踏んでおり、あえて家裁に勧告を求める必要はないため。
特に必要性を感じなかったため。
特に勧告を求める必要性がなかったため
特に、必要性を感じなかったため。
提出の必要がないため。
その必要がなかったため
必要がなかった。
必要がなかった。
勧告を求める必要がなかった。
審判結果の送付で足りると判断したため。
保護者への勧告を求める上申書の検討を行っていなかったため
勧告についての検討をしていない。
保護者が児童に対する取り戻し等の行為に及ぶ可能性がなかったため。
前回の勧告書に従った指導が進められていたため

審判の結果、当所の主張が全面的に認められ保護者も審判結果を受け入れたため。

出さずとも、審判書きに書いてある内容に従う見込みがあった。

基本的に再統合が困難なケースで親は入所継続（28 条更新）には同意しないが、引き取りなどの要求度は高くないといった状況が続いているため。

本ケースは 3 回目の更新である。7 年前の当初申立時に上申書を提出し、上申内容を踏まえた勧告を受けており、その後の更新でも同様の勧告を受けているため、上申書は提出不要と判断した。

- ・ 平成 27 年 1 月～12 月に 28 条審判がなされた事例について【裁判所による都道府県への勧告がなされた場合の、指導に対する保護者の態度や指導後の行動変化等】

勧告がなされた直後は来所に応じ児相の指導指示にも渋々ながらも従っていたが、数か月でその効果が薄れ、半年後には来所に応じず担当福祉司に怒鳴り散して指導を聞き入れなくなり、28 条申立前の状態に戻ってしまった。

裁判所という客観的な機関からの指示ということで、保護者としては聞き入れやすいようである。児童相談所での定期的面接に応じるようになり、親子面接の実現まで進展した。

28 条審理後、保護者が精神病院に入院した。

月 1 回の面接予定には応じ、所内面接を実施しているが、虐待行為については「しつけの一環」との主張は変わらず、指導効果は上がっていない現状にある。

親権者が虐待の事実を認め、反省した。また、親権のない実夫と子どもの面会を拒否していたが、勧告に従い面会を認めるようになった。

一応、施設入所については了解し、当センターの指導に従っている。

- ・ 平成 25 年 1 月～12 月に勧告がなされたケースについて、それぞれのケースの 2 年後の状況【「その他」を選択した場合の状況】

28 条審判と親権停止を申立て、親権停止が認められたため 28 条審判は取り下げた。措置を継続している。
本児の問題行動等があったことから措置変更が必要であったが、保護者同意が得られず、28 条審判のうえ措置変更を行った。
審判以降に親権者が変更となり、その親権者からの同意に基づく措置に切り替えた。なお、その保護者指導等の結果、措置を解除した。
審判以降に親権者が変更となり、その親権者からの同意に基づく措置に切り替えた。
審判以降に親権者が変更となり、その親権者からの同意に基づく措置に切り替えた。
審判以降に親権者が変更となり、その親権者からの同意に基づく措置に切り替えた。
18 歳に達し措置解除した
年齢超過により解除

- ・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思う」とした場合の理由】

司法の立場からも児童相談所の指導が必要だと認めていることが、保護者に対してある程度認識される効果が期待できる
児相以外の判断であることを知らしめられる。
裁判所からの送付は有効と思われる。
児童相談所だけでなく、司法機関が関与することにより、保護者指導に効果が期待できるため。
文書で送付されると、保護者の受け止めが異なると考えられるため。
裁判所の決定であれば児童相談所の決定よりも重く受け止める保護者が多いと思われるため
児童相談所だけではなく、第三者からのお墨付きを得ることにより、保護者に対してより説得力があると思われるため。
司法の立場からも勧告されることで、保護者に対し、指導の妥当性を伝える上で有効だと思われるため。
保護者に裁判所からの指導勧告書が届けば、児童相談所の指導を受入れ、指導の効果も出てくると思う。
保護者指導の勧告をより実効性のあるものにするため。
児童相談所との関係が悪い保護者であっても、裁判所が指導を指示しているのであれば従うと考える場合があると考えられる。
児童相談所以外からの機関からの公文書により、児童相談所の指導の公平・適切であることが保護者に伝わり得ると考えるため。
児童相談所のみならず、裁判所という司法機関からも児童相談所の意見が妥当であるという判定をされたことが保護者に対する指摘事項となる。
行政機関における指導の根拠として、司法関与の結果を示すことにより抑止力となると思う。
保護者にとって裁判所からの指示であれば、児相の意見よりも聞き入れやすいと思われる。ただし交流制限しているケースで「家族交流を促進するように」と勧告がある場合、保護者によってはその文面だけを捉えて、面会等を迫ってくるおそれもある。
保護者に対して指導を受けることの意識づけを図ることができる。
裁判所の決定勧告であり、司法判断であることが伝わり、指導にのる可能性があるため。
児童相談所と直接的関与がない、権威ある機関からの指導であるため。
司法機関という第三者からの指導勧告書であり、法的に強制力を発せられる点で非常に重みがあると思われるため。

裁判所から保護者へ送付することで、保護者が指導に従うようになると考えられるため。
裁判所が勧告した内容が、具体的に保護者に伝わるため
指導理由を明確に保護者に提示できるから
指導理由を明確に保護者に提示できるから
裁判所から送付されることで、保護者が指導に従う可能性が高くなると考えられるため。
家庭裁判所による勧告ということが分かれば、保護者が従わざるを得ないと思う可能性はある。
家庭裁判所による勧告ということが分かれば、保護者が従わざるを得ないと思う可能性はある。
裁判所の審判に基づく書類であることから、保護者にとって強制力が強いと思われるため。
保護者に指導を受けさせるための動機付の1つになるため。
保護者に指導を受けさせるための動機付になるため。
保護者の被指導意識を刺激することにつながる。
保護者に対して指導勧告を意識付けることに役立つため。
保護者に対して指導勧告を意識付けることに役立つため。
保護者に対して指導勧告を意識付けることに役立つため。
保護者に対し、児童相談所からだけでなく、裁判所からも働きかける意義はある。
児相と保護者双方に裁判所の考えを示すことにより、確実性が高まる。
他の機関から送付されることで、多少の効果は期待できると思う。
保護者に裁判所から送付される事により指導の確実性が高まる。
児童相談所と保護者の双方に裁判所から勧告書から送付されることにより確実性高まる。
今回の保護者への指導は、児童相談所だけの判断では無く、裁判所からの指示によるものである、という点をはっきり保護者に認識させることができる。
司法の判断が入ることで指導の効果が期待できる。

司法と連携していることを明確に提示することで有効と思われる。
写しを送付することにより、保護者も指導にのりやすいと思われるから。
対峙している相談所から勧告書を渡されるより、司法で判断した家裁から送付される方が保護者が指導を受け入れられると考える。
保護者に対して裁判所の法的後ろ盾があることを伝えることで、児童相談所の指導に従うべきものとの認識を持たせることができる。
保護者に対して裁判所の法的後ろ盾があることを伝えることで、児童相談所の指導に従うべきものとの認識を持たせることができる。
保護者に対して裁判所の法的後ろ盾があることを伝えることで、児童相談所の指導に従うべきものとの認識を持たせることができる。
保護者に対して裁判所の法的後ろ盾があることを伝えることで、児童相談所の指導に従うべきものとの認識を持たせることができる。
児童相談所からの指導に対して懐疑的又は拒否的な保護者に対して、指導勧告書の写しを家庭裁判所から送付することは有効であると思われる。
保護者の受け止め方に違いはあると思われるが、口頭で伝えるより通知で示した方が効果があり、また証拠として残るため。
裁判所からの通知であれば、保護者が指導に応じやすい。
勧告書の写しを送付することで、処分の重みをより強く保護者に伝えることができる。
児童相談所に対する指導内容を保護者も知ることができ、冷静に話し合いができる契機になる。
児童相談所だけでなく司法機関である裁判所も同意見であると認識させることで、指導を受ける必要性を一層強く伝えることができる。
司法からの勧告は、保護者（国民）にとって、非日常的であり、重大であると受け止められると感じるため
福祉の判断だけでなく、司法の判断としても指導を受けることが必要だと示したことになるから。
司法の観点からも指導の必要性を示すことにより効果が期待できる。
裁判所からの勧告ということで、指導を受けようと思う保護者が有るかもしれない。
児童相談所による指導措置は、裁判所の意でもある旨を保護者に知らしめることは、多少なりとも効果があると考ええる。
一定数の保護者の場合には、福祉の児童相談所ではなく、司法の機関である裁判所からの文書ということで事の重みを感じてもらえると思います。
裁判所が指導を行ったということであれば、保護者に対しても、一定の強制力がかけられ有効であると考ええる。

<p>勧告が都道府県等に対して行われる以上、保護者の考えや態度を変える効果は薄いと思われる。</p>
<p>裁判所からの通知ということで保護者にはある程度のプレッシャーになり児相の指導に乗せることが可能になるのではないか。</p>
<p>裁判所の勧告が、児童相談所の支援計画（目標）と同一の方向性を示すことで保護者指導に活用することができると思料される。</p>
<p>裁判所の勧告が、児童装弾所の支援計画（目標）と同一の方向性を示すことで保護者指導に活用することができる。</p>
<p>裁判所の勧告が、児童相談所の支援計画（目標）と同一の方向性を示すことで保護者指導に活用することができると思料される。</p>
<p>児童相談所とは立場の異なる公的な司法機関からの文書になるため、親も意識し、一定の効果はあると考えられる。</p>
<p>保護者にもよるが、裁判所など権威に対して従順な保護者には有効と考える</p>
<p>裁判所の調査に応じ、児童の家庭引き取りを強く希望している保護者に対しては有効であるが、児童との対立関係が強く、裁判所にも児相にも全く応じないような保護者に対しては効果は薄いと思われる。</p>
<p>保護者への指導の枠付けには一定の効果があると考ええる。</p>
<p>保護者への指導の枠付けには一定の効果があると考ええる。</p>
<p>裁判所からの通知を重く受け止め、保護者に虐待を認識させるために有効と思われるから。</p>
<p>裁判所も保護者への指導が必要と認めていることが、保護者に伝わることは、有効ではないかと思われる。</p>
<p>裁判所から送付されることにより、保護者の理解、態度に一定の影響はあるように思われる。</p>
<p>司法による勧告等には強制力があり、保護者が指導に応じる動機付けになると思われる。</p>
<p>第三者の指導勧告が効果的と思われる。</p>
<p>児相の決定に従わない保護者も、司法の決定には従うことが多いと思われる。</p>
<p>児童相談所のみでなく第三者機関である家庭裁判所の司法判断であることが保護者へは重く受け止められるため</p>
<p>児相が言っているのではなくて、裁判所が言っているということが、保護者にとって意味を持つと考えます。</p>
<p>間接的効果は期待できる。強制力を持たせるかどうか検討課題では。</p>
<p>児童相談所からの指導を軽くみる保護者にとっても、裁判所の指導勧告となれば従うことが期待できる。</p>
<p>保護者を指導する根拠の一つとして、有効な材料となり得る。</p>

自らの行為が虐待であったということを自覚させることができる。
裁判所から送られることでオーソライズされる。
現在は保護者に対し指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができるようになっているが、保護者に向けたものではないため、それだけでは十分保護者に伝わりづらい面がある。せめて保護者に裁判所から勧告書の写しを送ることで、保護者に少しでも指導を受ける必要性を認識させることが期待できる。
裁判所から送付されることにより、保護者に通知の重みを感じてもらえる可能性があり、保護者が指導に応じやすくなる可能性がある。
保護者は児童相談所には拒否感があるが、裁判所の指導には従いやすい。
裁判所としても、児相と同じ判断をしているという意思表示となり、保護者への意識づけに繋がる。
裁判所の勧告ならやむを得ないと思う保護者も存在する。
児童相談所が保護者に指導を受けさせるための説得材料となるため。
児童相談所が保護者に指導を受けさせるための説得材料となるため。
法的観点からの意見は保護者も受け入れやすいと思われる。
法的観点からの意見は保護者も受け入れやすいと思われる。
児相に対し、敵対心が強い保護者が多く、指導効果が上がりにくい
保護者に対する司法のインパクトが大きいと思われる。
保護者に対する指導の裏付けとなり、有効であると考ええる。
家庭裁判所から児童相談所も指導勧告を受けていることが保護者にも伝わることで、指導を行う根拠にもなる。
一定の注意喚起の効力があると思われる。
一定の注意喚起の効力があると思われる。
裁判所からも勧告されていることを、保護者が直接文書で知ること、効果が期待される。
司法の勧告であることは強制力の点で有効と考える。
司法機関からの勧告であるため。
司法機関からの勧告であるため。

裁判所からの勧告という形をとるだけでも、拒否的な保護者に対しては一定の効果が見込まれると思うため
これまでの経験上（28条等の法的対応を行ったケースにおいて）、家庭裁判所の指導なら保護者が受け入れる場合が多かったので。
裁判所からの送付が、保護者に心理的プレッシャーを与えることになるため。
裁判所から直接送られれば、権威があるものと保護者も受け止め、指導に従うと思われるため。
児相から保護者に伝えるだけでなく、裁判所からの文書が届くと保護者の心理的な受け取り方が違うと思うため
児童相談所による保護者指導が、児童相談所単独の判断ではなく、司法的側面から見ても必要であるということ、保護者に理解していただくことにつながるため。
司法の意見であり説得力がある。また、児相としても指導を行う根拠として相手に示すことができる。
裁判所からの勧告ということで、保護者も受け入れる場合が多い。
こども家庭センターだけでなく、裁判所からも指導が入ることで保護者の意識が改まる可能性が高まる
児相だけでなく司法からも指導が入れば効果的であると考えられる。
親子再統合プログラムを実施するにあたり、裁判所からの指導勧告があると、その後の保護者指導に有効。
保護者に対する司法機関の強権的指導は有効であると考ええる。
権限を持って必要性が明確に伝わる面では有効。
虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。
虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。
虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。

虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。

虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。

虐待事実も認めておらず指導に応じる姿勢が全くない場合は、児童相談所の指導だけでなく裁判所からの指導勧告だとしても指導に応じないことが想定されるが、虐待の事実はあるものの、家庭引取りを強く希望している場合は、家庭裁判所の指導勧告が有効になることもある。なお、勧告の内容が、児童相談所の指導方針に沿ったものであれば、より有効となる。

- ・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思わない」とした場合の理由】

当所の場合、法28条審判に至るケースは、精神疾患や知的障害がある保護者が多く、指導勧告書の写しについて説明しても理解できず、従わないことが多いため
保護者は、審判結果として、「児相が敗訴した。自分達の主張は認められた。」との印象を持っており、また、勧告が保護者自らに対するものではないため、児相からの指導が浸透しづらい。
強制的な指導は一時的な改善にしかならないと思われるため
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。
現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考えます。

<p>現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考え。</p>
<p>現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考え。</p>
<p>現行法の「勧告書の写しの送付」では大きな効果が見込めないため、裁判所が保護者に対して直接、児童相談所の指導に従うように勧告を行うことが有効であると考え。</p>
<p>審判決定、勧告により保護者への効果を期待したいところであるが、確定により当所への不満は増大し、受け入れを拒否するという現状につながっている。</p>
<p>そもそも法 28 条の勧告は、司法が直接親権者に行うべきと考える。</p>
<p>28 条が承認され入所措置となった後の指導勧告を児相が受けても、家庭裁判所から直接保護者に対して「児相の指導を受け入れる勧告」をしなければ、意味がないと思われる。</p>
<p>裁判所から送付しても保護者指導に効果があると考えられないため。</p>
<p>一定の効果はあると考えますが、従わない親は裁判所の勧告があっても無視することが多い</p>
<p>保護者あての勧告ではないため</p>
<p>指導勧告書が保護者にとっての不利益につながらない。最終的には一行政機関の判断というだけである。社会全体からのメッセージとして、指導にのらない保護者に対する他の機関からの直接関与を強めるべきである。</p>
<p>指導勧告は、保護者に対するものではないため。</p>
<p>結局は児相側が裁判所から指示を受けているという認識にしかならないため、実効性は上がりにくいと思われる。</p>
<p>多くの場合、勧告は児童相談所に対するものであるから。</p>
<p>保護者に対して直接勧告されているものではないため。</p>
<p>あくまで指導勧告は県（児相）に対してのものであり、親権者への効果は十分に期待できない。</p>
<p>写しが保護者に送付されても、結局、保護者に直接命令されるものではなく、また写しを送付することで指導に従う保護者であれば 28 条審判書が送達されただけでも十分動機づけになると考えるため写しの送付が有効であるとは思えな</p>

い。
児相の関与をそもそも拒否している事例については、裁判所からの指導勧告書の送付によって保護者の意識の変化は見込めず、その後の児相のケースワークの中で、保護者へ動機付けを行い、指導を受けさせる方が効果的であるため。
同意のない施設入所に至る事例については、たとえ裁判所の指導勧告書を送付したとしても、保護者が指導を受ける状況に変化するとは考えにくい。
指導に応じない保護者は公的機関を敵対視している場合が多く、裁判所からの通知であっても態度が変わる可能性は期待できないと思われる。
H26年度に1ケース家裁の指導勧告が出されたが、保護者への効果はなかったため
送付されても読まない保護者がいる。また、内容が間接的なもの（保護者に対する直接的な指導）ではないため、保護者によっては、内容が理解できないと思われる。
指導勧告書の写しを送付する段階に至ることは、そもそも保護者が児相の指導を受け入れる余地がない状態である。
保護者との関係が悪化することが想定される
法第28条の申立てをした時点で、既に保護者と児童相談所の対立関係が明らかであるため。
裁判自体に対する否定的な考えを持つ場合が多いため、指導に対しての姿勢は変わらないと思われる。
保護者が裁判所からの指導勧告書の送付を受けても指導に乗ってくるとは思わないため
施設入所の同意が得られず法28条の申立てに至った経過を踏まえると、裁判所からの指導勧告書の送付によって、保護者が問題意識を持って指導に従うことになるとは思わない。
施設入所の同意が得られず法第28条の申立てに至った経過を踏まえると、裁判所からの指導勧告書の送付によって、保護者が問題意識を持って指導に従うことになるとは思わない。
家庭裁判所の関与を必要とする保護者は順法意識が低い者が多く、勧告の効果は限定的と考えられるため
保護者指導の必要性が客観的に担保されるが、実際は従わないことが多く、罰則もないため効果が薄い。
強制力がない。
強制力がないから。

強制力がないから。

強制力がないから。

罰則規定がなければ期待できない

- ・ 指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付することは、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「その他」を選択した場合の意見・理由】

意見	理由
有効である場合も、ない場合も有る。	現行の方法でも有効な場合もあるが、やはり、児相に対しての勧告だけでなく、保護者に対しても直接勧告すべきだから。
ケースバイケース	司法からの勧告書に基づき、児相が指導する内容については明確になるが、それに従うかどうかは強制力もなく、難しいと思われるため。
ケースバイケース	有効ではない、全く効果はないというケースもある。
裁判所から保護者に向けた勧告書を送付すべきである。	児相長に向けた勧告書の写しを保護者に送るというのでは保護者にとっては非常に限定的な効果しかないと思われるため。
近年の実績がないため、判断がつかない。	近年の実績がないため、判断がつかない。
保護者にとって効果的に働く場合と、そうでない場合とがある。	保護者によっては勧告の内容を曲解し、その後のケースワークに支障をきたす場合があるため。
やったことがないのでわからない	
実施した事例がないため、判断できない。	
ケースによっては、裁判所の決定ということで保護者に指導を行うことへの一定の効果はある。	ケースとの関係性や世帯状況などにより個別の判断
そのように対応したケースが無いため不明。	同左
ある程度は有効だが、長期的な効果は期待できない。	上記5-(3)でも述べたとおり、保護者に直接送付することで目に見える形で残るので指導しやすく有効ではあるが、保護者によっては問題意識が低くて勧告書も紛失するなど重大性の理解に乏しく、28条更新までの2年間という長い期間、その効果を持続させることは難しい。

具体的な事例がないため、評価できない。	同左。
どちらとも言えないため。	都道府県への勧告であるため、保護者への実効性があるかどうかはケースによる。
場合による。	保護者から逆に攻撃を受ける可能性がある（指導しているにもかかわらず「児相がやっていない」と言うなど）

○ 都道府県知事の勧告について

- ・ 児童虐待防止法第 11 条第 3 項の保護者への勧告が必ずしも多くない理由について【「当該勧告が必要となる事例はあるが、他の手段により対応している」を選択した場合の対応手段】

必要に応じて一時保護を行っている。
児童相談所としての一般的な指導により対応している。
児童福祉司指導等で対応している。
指導内容を随時変えるなど、保護者と協議しつつ、働きかけを続けている。
職権による一時保護の実施で対応
ソーシャルワークの中で対応している。
保護者に理解を求める働きかけを粘り強く行う
職権による一時保護、28 条申立て
保護者が児童福祉司指導に従わない場合は、勧告の実施を検討するのではなく子どもの安全確保ができないと判断し一時保護の実施を検討する。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、勧告を出しても応じない場合が多い。そのため、児童福祉法第 28 条の申立や親権停止などの請求を行い対応している。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、勧告を出しても応じない場合が多い。そのため、児童福祉法第 28 条の申立や親権停止などの請求を行い対応している。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、勧告を出しても応じない場合が多い。そのため、児童福祉法第 28 条の申立や親権停止などの請求を行い対応している。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、勧告を出しても応じない場合が多い。そのため、児童福祉法第 28 条の申立や親権停止などの請求を行い対応している。

<p>保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、勧告を出しても応じない場合が多い。そのため、児童福祉法第28条の申立や親権停止などの請求を行い対応している。</p>
<p>ケースワークで対応している。</p>
<p>一時保護や施設入所が必要と判断される虐待の場合、職権による一時保護を試み、一時保護後親権者への指導を行っている。親権者が全く応じない等あれば、児童福祉法28条による措置に向けての手続きに入る。</p>
<p>・行政指導での範囲にとどめ、必要に応じて当該勧告を経ずに児童福祉法第33条による一時保護を行っている。</p>
<p>職権による一時保護、説得による一時保護で対応している。</p>
<p>児童福祉法第27条第1項第2号による保護者への指導内容を具体的に記載し、併せて指導を受け入れなかった際に児相が執りうる措置を明記している。</p>
<p>保護者への勧告を行うことなく、一時保護、施設入所などの対応を行っている。</p>

- ・ 児童虐待防止法第 11 条第 3 項の保護者への勧告が必ずしも多くない理由について【「その他」を選択した場合の理由】

そのように対応したケースが無いため不明。
勧告権限が児相長に委譲されており、児相の指導に従わないものを同じ児相の名前で勧告したとしてもあまり効果は期待できない。仮に児相でなく県知事だとしてもそれほど効果が高まるとも見込まれない。
勧告により、指導を受けるようになるとは考えにくく、そのために児童の安全確保が困難となる場合、分離して一時保護をすることを優先しているため。
そもそも在宅指導措置等において保護者が指導に従わない場合、勧告をしたとしても従わないケースがほとんどであることから、最終的には他機関に見守りを依頼するか、一時保護を実行することとなるため。
指導の実効性が乏しいと思われる。
勧告に従わなかった場合の罰則等が無く、一時保護や親権喪失申立て等児童福祉法の規定に則った対応を行うということでは効果が期待できない。
基本的には児童福祉法 27 条 1 項 2 号の保護者指導あるいは 28 条で対応しており、勧告があっても具体的に保護者が従い効果があると思えるケースがほとんどないため。
そもそも、勧告をせざる得ない経過では、当所への著しい拒否感が根底にある。指導勧告に関しては、児相に移譲する司法が指定する機関で役割分担をすることも有効と考えられる。
そもそも行政処分を行ったことについて、同じ行政庁が勧告を行うのはなじむのか。また、有効性についても疑問と思われる。
日常のケースワークのなかで指導がなされている。
保護者への勧告を行うことによって、どれだけの実効性が得られるかが不明であるため。
通常の保護者指導を行っているが、無理な引き取り等あれば、一時保護等への切り替えを検討する。
勧告を行うことを組織的に取り組めていない
事例はあるが、児童虐待防止法第 11 条第 3 項の事務が児童相談所に委任してあるため、効果がないと判断し当該勧告をこれまでしたことがなかった。

- ・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思う」を選択した場合の理由】

都道府県知事による保護者への勧告により、保護者指導等の効果が期待できるため。
児童相談所だけではなく、上級機関である知事からの勧告もあることで、組織的な対応により指導をしていることを伝えやすくなるため。指導が必要な客観的理由を保護者に理解させる上で効果はあると思われる。
裁判所からの指導勧告書と同様に、都道府県知事からも勧告がなされれば、児童相談所の指導を受入れ、指導の効果も出てくると思う。
法28条措置等必要な措置を講ずる前提条件となり、保護者に児童相談所としての意志を示すことになるため。
公的機関からの正式な処分であるとの認識を持たせられるため。
上位機関の決定となれば、(行政)指導に従わない保護者に抑止的に働くと思う。
都道府県知事による勧告を行うことで、強制力をもたせる。
都道府県知事による勧告であれば、保護者が従わざるを得ないと思う可能性はある。
都道府県知事による勧告であれば、保護者が従わざるを得ないと思う可能性はある。
法的根拠、指導をする理由としてははっきりと示すことができるため、保護者への指導効果も大きく、保護者側の理解を得やすいと思われる。
保護者によっては、ある程度の効果が期待できると思われる。
児童相談所からの指導に対して懐疑的又は拒否的な保護者に対して、都道府県知事による勧告は有効であると思われる。
枠づけの強化としては有効である。
児童相談所からの口頭による通知より、県知事名の文書による通知が受け取る側に重みを感じさせることができる。
多少なりとも効果があると考ええる。
児童虐待防止法に基づく行政行為であり、そのことについて文書で示すことができることから、一定の効果はあると考えられる。
指導への強制力はないが、さらなる枠づけにはなると思われる。
保護者への指導の枠づけには一定の効果があると考ええる。
保護者が指導を受ける受けないに関わらず、今後の処遇を検討する上には必要。
勧告に従わない場合、施設入所措置等の対応が可能となるため。

保護者に対して法によらない継続指導との違いを説明できる。
保護者に通知の重みを感じてもらえる可能性があり、保護者が指導に応じやすくなる可能性がある。
28条審判等、次のステップに移行する上で、保護者への説得の効果がある。
児童相談所が保護者に指導を受けさせるための説得材料となるため。
自治体としての指導であることは、保護者も受け入れやすいと思われる。
自治体としての意見であれば保護者も受け入れやすいと思われる。
ある程度の有効性はあると思われるが、非常に有効と言うほどではない。
保護者との関係悪化を招く
勧告を根拠に児相が積極的に接触を図ることができる。そもそも指導に従わない保護者は罰則規定のない勧告には従わない可能性が高いとの意見もあった。
勧告を根拠に児相が積極的に接触を図ることができる。そもそも指導に従わない保護者は罰則規定のない勧告には従わない可能性が高いとの意見もあった。
勧告を根拠に児相が積極的に接触を図ることができる。そもそも指導に従わない保護者は罰則規定のない勧告には従わない可能性が高いとの意見もあった。
勧告を根拠に児相が積極的に接触を図ることができる。そもそも指導に従わない保護者は罰則規定のない勧告には従わない可能性が高いとの意見もあった。

- ・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「そう思わない」を選択した場合の理由】

児童相談所と同等の立場からの勧告では効力は弱いと思われる。
全く無効ではないかもしれないが、児相も知事もあまり変わりはない。
ないよりは良いが、罰則もないためあまり有効とは思えない。他機関への勧告なら効果あるかもしれない。
児童相談所の立場で、すでに指導しているため、同じ内容となると思われるため
児童相談所の指導に従わない保護者の場合、知事からの勧告であってもそれほど意に介さない場合がほとんどであると思われるため
上記6－(2)の理由欄で述べたとおり。
勧告権限が児童相談所長に委任されているため、児童相談所に不満を感じている保護者の場合、指導に応じないと考えられるため
児童相談所の勧告は保護者に対して強制力を持たない認識があり、無視されるケースも少なくないとする。
児童相談所長から指導するのも都道府県知事から指導するのも、親権者にとってはあまり差異がないと思われる。
児相と知事では、行政機関としては類似しているため効果がないとする。
勧告という方法はケースワークにはなじまないとする。
対象者が、行政処分である児童福祉法第27条1項2号の指導を受けない保護者であるため、勧告者名が知事であっても実効性は乏しいとする。
勧告権限が児童相談所長に委任されており、同一機関からの勧告となるため、有効であるとは考えられない。
勧告の効果が期待できないため
児相に対して拒否的なケースが想定され、強制力のない勧告により、それに従うことは考えられにくいとする。
上記に記載したとおり、実効性の面で疑問がある。
丁寧な説得によっても指導をすることが難しいケースに対し、文書1通の勧告が有効とは考えづらい。
もともと児童相談所の指導を受け入れようとしていない保護者には有効ではない。
強制的指導は効果が期待できないため。
上記設問と同じ。

特に罰則があるわけではなく、また、保護者は知事と県の機関である児童相談所の所長とを、その権限において、大きく区別をしていないと考えられる。
強制的な指導は一時的な改善にしかならないと思われるため
児童相談所を設置している都道府県から、保護者に対して勧告を行ったとしても、効果は限定的であると考ええる。[他、同意見3件]
司法が直接保護者に指導すべきと考ええる。
罰則が伴わないためか、効果が薄いと思われるため。
強制力がないため
家庭裁判所の関与を必要とする保護者は順法意識が低い者が多く、勧告の効果は限定的と考えられるため
勧告があっても指導を受けない状況に大きな変化はない、と考えられるため
書類には効果が期待できない。
児童相談所が県の機関であるため、都道府県知事に依る勧告は同等と捉えられる可能性が高く効果は低い。
児童相談所は県の機関なので、県知事による勧告では効果が期待できないと思われる。
勧告では強制力がなく指導を受けさせる担保にならない。
児童相談所が指導するのと同等に取られると思われる。
実質的に何の強制力もない
児童福祉法 27 条第 1 項第 2 号に基づく児童福祉司指導と変わらないのではないか。
保護者から見れば児童相談所長は県の機関であり、効果があるとは思えない。
結局児相が保護者に対して指導をするものだから、福祉司指導とかわらないのではないか
児童福祉司指導に従わない確信犯的な保護者に再度「勧告」を行っても、そのことを契機に保護者が指導に乗るとは考えにくい。ため。
指導を受けようとしなない保護者に対して勧告したからといって大きな効果は期待できない。
当所は県の機関であり、当所の指導に応じない保護者に対し県知事から指導勧告をしても県知事と当所が同列の存在と考え、当所に対するものと同じように応じないと思われるため。
勧告が必要となる状況はすでに保護者との関係性が悪化しており、勧告程度では児童相談所の指導に乗るような関係の修復は期待できない

第三者（裁判所等）の勧告が効果的と思われる。
児童相談所の指導を受け入れない保護者が知事の勧告を受け入れることがない。
28条の申立に至る事例については、たとえ勧告したとしても、効果があるとは考えにくい。
知事自らの勧告でなく、文書勧告になるので、指導に従わない親へ勧告文書を見せても効果は期待できない。
児相の指導に従わない者が勧告に従うとは思えない。
県知事であっても保護者にとっては同じ県の機関との認識であり、効果は期待できない
相手側（保護者）にとっては、児童相談所と同じ組織である県からの勧告となるので、指導を受けなければいけないという重みにはなりにくい。
強制力なり罰則を伴うものでない為。
任意の指導に従わない保護者が、かえって反発するだけになる。
児相に対し、敵対心が強い保護者が多く、指導効果が上がりにくい
既に行政と対立している保護者に対して、知事（当市では市長）からの勧告が有効とは思われない。
行政機関からの命令は、重く受け止められない傾向がある。
保護者に対する罰則はないため、効果は低いと考える。
勧告に従うための費用の公費負担がない、従わなかった時の対応が不十分。
児童相談所長であっても県知事であっても、強制力の点で弱いと考える。
都道府県（児相）が保護者と対立関係にあるため、児相からの指導を受け入れない。
勧告に従わない場合において、実効性のあるペナルティーがないため。
指導に従いにくい保護者はどのような形でも指導にはのらないと思うから。
勧告が出された時点で、既に保護者と児童相談所の対立関係が明らかであるため。
否定的な保護者に対し、指導を受けさせるための通知をどんな形でも出しても変化はない
罰則規定等がない中では、元々の動機づけが弱い保護者への効果は期待できない。

行政からの指導では受け入れない保護者が多いと思われるため
児童福祉司の指導を受けることを拒否した保護者が、都道府県知事が勧告したことにより指導を受けるようになるとは考えにくく、効果を期待できない。
市長であっても都道府県知事であっても、その重みについての認識を持ってもらいにくい
勧告も児童相談所長に事務委任しており、2号措置をなした児童相談所が、同措置に従わない保護者に対してさらに勧告をしても、効果があるとは思えない。勧告を出すくらいならば、直截に親権停止等の検討をすることになる。
児童虐待防止法第11条第3項の事務が児童相談所に委任してあるため、効果がないと判断し当該勧告をこれまでしたことがなかった。
罰則規定がないため
知事からの勧告を実施したことが無いため

- ・ 都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるに当たり有効であると思うか。【「どちらとも言えない」を選択した場合の理由】

保護者が必ずしも勧告に従うとは限らないため。
そのように対応したケースが無いため不明。
事案がないためどちらともいえない。
実例がないので、効果について判断できる根拠に乏しい。
実績がないので、有効かどうか判断できない。
虐待の程度から最終手段として施設入所まで想定できるケースであれば勧告は有効と考えるが、そこまで至らないケースでは勧告はあまり実効的な手段とは思えない。
勧告を行っても拒否的な親に対してはあまり効果は得られないと思われる。
勧告の受託は、保護者の意思であり、児相長と県知事であっても強制力は伴わないので、有効があるかは不明である。
具体的な事例がないため、評価できない。
実際に経験しておらず効果が不明。判断規定もなく、一時保護という手段もあるため、積極的に検討していない。
児相と対立関係にある保護者には勧告の効果があるかどうか疑問があるため。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。

児童福祉司指導に従わない保護者に対して、効果があるか判断しづらい部分がある。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者が児童相談所の指導に応じない場合は、都道府県知事より勧告を出しても応じない可能性が高いと想定されるが、保護者の特性により有効である事案もあるため、事案による検討が必要である。
保護者への勧告を行った事例がない。
保護者が家族再統合をどのように捉えているかによると思う。
裁判所による勧告と同様に保護者に対して一定の被指導意識を刺激することになる。
やったことがないのでわからない
勧告権限が児童相談所長に委譲されているのであれば、保護者側からするとわかりにくい感じがする。
実施したことがないのでわからない。
実施したことがないのでわからない。
28条以外で、実際にそこまで指導困難なケースに遭遇したことが無いため、有効かどうか判断できない。ただ、児童相談所の指導に服さないようなケースであれば知事名であっても、具体的な罰則等がなければ同様となる可能性は否めないと思われる。
あまり有効性はないが、人によってはわずかに効果はあるかもしれない。

有効ではない、全く効果はないというケースもある。
知事名の勧告の効果は限定的と思われる。権限が児相長に委譲されている場合も児相長名でも同様であろう。
児童相談所からの指導と変わりが無い(保護者にとっては)
児相長に委任されているため、始動の差を保護者が認識しづらい可能性があるため。
当県の場合児童相談所は県の管轄下であり、保護者にとってみれば相談所と県の区別がつきづらいため。
都道府県知事による保護者への勧告は、児童相談所長からの勧告と同様、有効であるとは思われない。
勧告そのものが罰則規定もなく保護者にとっては抑止力となりにくいから。
当該勧告が無くとも、法第 11 条に規定された措置を取ることは可能であるため、その有用性は不明である。
ケースバイケース
ケースバイケースであるため
指導にのらない場合には司法による勧告にすればよい
保護者次第であるため、はっきりとは言い切れない
これまで知事による保護者への指導勧告を行った実績がなく、具体的な効果を推し量ることができないため。
必要性を理解させたうえで、指導を行なわなければ、その効果が低い。
罰則規定として、一時保護や入所措置等子どもの身柄を伴うものになっているが、実際に児童を保護することは簡単に実施できるものではないため
反発を感じる保護者もいる可能性があるから。
知事（児童相談所長）が入所措置を行っているため、同一の者が行う勧告には保護者は従わないと考える。
児童相談所からの呼び出しに応じない親権者は、非常に頑なな対応をする人が多く、その様式が口頭から文書に変わっても対応を変えることは少ない。
勧告を行った事例がないため。
勧告した事例がなくどちらとも言えない。
事例はないが勧告により、保護者の理解、態度に一定の影響はあるように思われる。

法的な強制力が弱く、保護者が指導に従う動機付けにつながるかどうかは疑問。
勧告を行ったことがないのでわからない
保護者によりケースバイケースと思われ、「3 [どちらとも言えない]」とした。
勧告が有効かどうかは、保護者によって異なると思われる。
文書による指導が、有効な場合もある。
やったことがないのでわからない
保護者から見れば、児童相談所長も知事も同じ県ということで違いをあまり感じず（文書も児相長名で交付）、勧告の効果があるか疑問である。
実例がないから
事例が無く判断できない。
勧告を行った実績がないため。
ある程度の効果はあると思われるが、有効であるとまではいえない。
都道府県知事による保護者への勧告をせずとも、児童福祉法第1項第2号の措置に従わない場合は、必要に応じて、その措置を解除し一時保護等を行うことができるため、当該勧告が必要となる事例がない。
実施した事例がないため、判断できない。
勧告自体は保護者に対するプレッシャーにはなるが、勧告に従わない場合の処置について何ら規定がないため、具体的な効果が期待できない。
勧告により効果がある場合も考えられる一方で、勧告を出すことにより対立的になる場合が考えられるため。
罰則がないため保護者に与える影響が少ないが、保護者の性格によっては効果がある場合もある。
罰則規定もなく、効力があまり感じられない。従わない保護者が多い。
法27条第1項第2号のいわゆる児童福祉司指導の対象になるケースについては、基本的に支援的アプローチをとることがほとんどであり、強いて勧告といった強制的な手法までは要さない。なお、指導に従わず継続して虐待の続く恐れのある場合は、職権一時保護により児童の安全を確保しつつ保護者指導を行うことで対応できるものとする。以上のことは、勧告といった手法が不要であるということではなく、勧告についても一つの選択肢として活用可能であることは否定するものではない。

本市では、児童相談所長に権限移譲されており、児童相談所で行う指導と変わらない

実際に勧告を行うのが児童相談所であるため、特に有効とは思われない。

事例が少なく判断できない。

効果について、いつも有効とは限らないため

○ 保護者に対する指導について

- ・ 保護者に対する指導について【活用しているプログラム名】

CARE プログラム、サインズオブセイフティアプローチ
PCIT CSP (そだれん)
外部委託によるカウンセリングや CSP
コモンセンスペアレンティング
家族支援プログラム (家庭復帰のための埼玉県のプログラム)、PCIT
そだれん (旧 CSP) PCIT
どならない子育て練習法
ペアトレ、PCIT
家族支援プログラム
旧 CSP
ペアレンティング (CSP)
CARE
CARE
東京都児童相談所保護者援助プログラム 1 2、CARE プログラム、セカンドステップ
東京都児童相談所保護者援助プログラム 12
セカンドステップ、CARE、PCIT
「おたまじゃくし」
治療プログラム (母親グループ、父親グループ)
「児童に虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」
サインズ・オブ・セイフティ・アプローチを活用した合同ミーティング
サインズ・オブ・セイフティによる安全づくりを実施しているが、プログラムとはいえない。

サインズオブセーフティ
コモンセンス、セカンドステップ（ファミリー）
c s p
「安全パートナーリング」等の一部活用
CSPのエッセンス
C S P
sos, csp,
コモンセンスペアレンティング
安全パートナーリングや三つの家を使う家庭復帰プログラム
csp（コモンセンスペアレンティング）、sos（3つの家）
CSP
コモンセンスペアレントトレーニング
C S P（コモンセンスペアレンティング）
C S P（コモンセンスペアレンティング）
サインズ、コモンセンス
性暴力防止プログラム（藤岡淳子）
ペアレント・トレーニング
「そだれん」
どならない子育て練習法
c s p
どならない子育て練習法（子育てに悩む親支援事業）
SST ペアレントトレーニング

ペアレンツトレーニング
トリプルP 保護者カウンセリング
トリプルP
トリプルP
そだれん（どならない子育て練習法）
ペアレントトレーニング
ペアレントトレーニング、CSP
CSP
コモンセンスペアレントトレーニング
ペアレンティング・プログラム、ビデオフィードバック
コモンセンス・ペアレンティング CARE
DKT、MCG
DKT
どならない子育て練習法
心理通所指導（児童・保護者）、児童精神科医面接指導、コモンセンス・ペアレント・トレーニング、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチなど
精研式ペアレントトレーニング（上記期間中の実績はなし）
精研式ペアレントトレーニング（上記期間中の実績はなし）
精研式ペアレントトレーニング（上記期間中の実績はなし）
MY TREE ペアレンツ・プログラム、安全パートナリング、サインズ・オブ・セーフティアプローチ
MY TREEペアレンツ・プログラム、安全パートナリング、サインズ・オブ・セーフティアプローチ、どならない子育て練習法（DKT）
マイツリー、暴力を用いないペアレントトレーニング、家族再統合プログラム

マイツリー、暴力を用いないペアレントトレーニング
親・子カウンセリング、グループカウンセリング（マルヒア）、個別ペアレント・トレーニング（独自開発のもの）
「とり〇子育て（旧CSP）」「子育てハートルーム」「コンカレントプログラム」「アドラー心理学に基づく子育てプログラム」
ペアレント・トレーニング、家族再統合プログラム
CRC 親子プログラム
CRC親子プログラム、MYTREEペアレンツプログラム、男親塾、コモンセンスペアレンティング、大阪府子育て応援ワークブック
子育て応援ワークブック（大阪府） この期間にはないが、CRC プログラム、マイツリー、男親塾などは、申し込み時期に申し込み利用。
虐待再発防止のための教育プログラム、CSP、性加害児童の保護者プログラム
アセスメントプログラム（当所が独自に開発したプログラムで、内容的はペアレント・トレーニングも含んでいる）
独自に作成したプログラムを実施
愛知県独自の虐待再発防止のためのプログラム
職権一時保護後の保護者指導 虐待再発防止のための教育プログラム(愛知県版)
愛知県の児相である程度標準化されている独自のプログラム
虐待再発防止のための教育プログラム（愛知県版Ⅰ）
職権一時保護後の保護者指導虐待再発防止のための教育プログラム 愛知県版
虐待防止プログラム
虐待再発防止のための教育プログラム
特に特定のプログラムは導入しておらず、先輩の作ったものをその都度アレンジしながら作っている。
家族再統合にかかるプログラム
親子再統合プログラム
家族再統合プログラム
来所・家庭訪問等による指導を実施しており、特に活用しているプログラム等はない。

特になし。
なし
特定したプログラムは使用していない。